

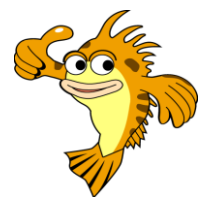
# 七ヶ浜町高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画

平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）

素案

平成30年（2018年）3月

七ヶ浜町



# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

1	計画の背景	1
2	計画の位置づけ	3
	(1) 各計画との関係	3
	(2) 法令等の根拠	4
3	計画期間	5
4	計画の進行管理	5
5	生活圏域の設定	6
6	制度改正のポイント	6
	(1) 平成37年(2025年)を見据えた計画の策定	6
	(2) 介護保険制度改正の主な内容	8

## 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1	高齢者の現状	9
	(1) 高齢者人口の推移	9
	(2) 高齢化率の推移	10
	(3) 世帯状況の推移	11
	(4) 高齢者の就労状況	12
	(5) 実態調査にみる高齢者の姿	13
2	介護給付の特徴	16
	(1) 要支援・要介護認定者の推移	16
	(2) 回数・人数等における計画値と実績値	18
	(3) 費用における計画値と実績値	19

## 第3章 今後の高齢者の状況

1	将来人口の推移	22
2	要介護認定者数の推計	23

## 第4章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	24
2	地域包括ケアシステムの深化・推進	24
3	基本目標	25
4	施策の体系	26

## 第5章 施策の展開

1	介護予防のまちづくり	28
	(1) 地域支援事業	28
	(2) 地域支援事業における費用見込み	34
	(3) 地域包括支援センターの役割	34
	(4) 自立支援・重度化防止への取り組み及び目標	34

2	暮らしやすい福祉のまちづくり	36
	(1) 福祉サービス	36
	(2) 社会参加・生きがいづくり対策	37
3	介護保険サービスの更なる充実	38
	(1) サービスの種類	38
	(2) 利用対象者の推計	39
	(3) 居宅サービス	41
	(4) 地域密着型サービス	46
	(5) その他のサービス（介護給付）	49
	(6) 施設サービス	50
	(7) 介護予防サービス	52
	(8) その他のサービス（介護予防給付）	56
	(9) サービス量の見込み（一覧）	57
	(10) サービス給付費の見込み（一覧）	59
	(11) 介護保険料の設定	61

## 第6章 計画の推進

1	推進体制の整備	69
	(1) 計画の進行管理	69
	(2) サービス提供体制の整備	70
2	ネットワークの形成及び連携	71
	(1) ケアマネジャー等の資質向上	71
	(2) 医療・保健・福祉・法曹専門職との連携	71
	(3) 住民活動・ボランティア団体等の人材育成支援	71
	(4) 地域福祉課、社会福祉協議会との連携	71
	(5) 生活支援コーディネーター及び 生活支援・介護予防サービス協議体の充実	71

※平成の表記について…本計画策定時点においては、平成31年(2019年)5月1日に改元が決定しましたが、国資料や前期計画との整合を図るため、2019年以降についても、“平成”表記をそのまま残している箇所があります。

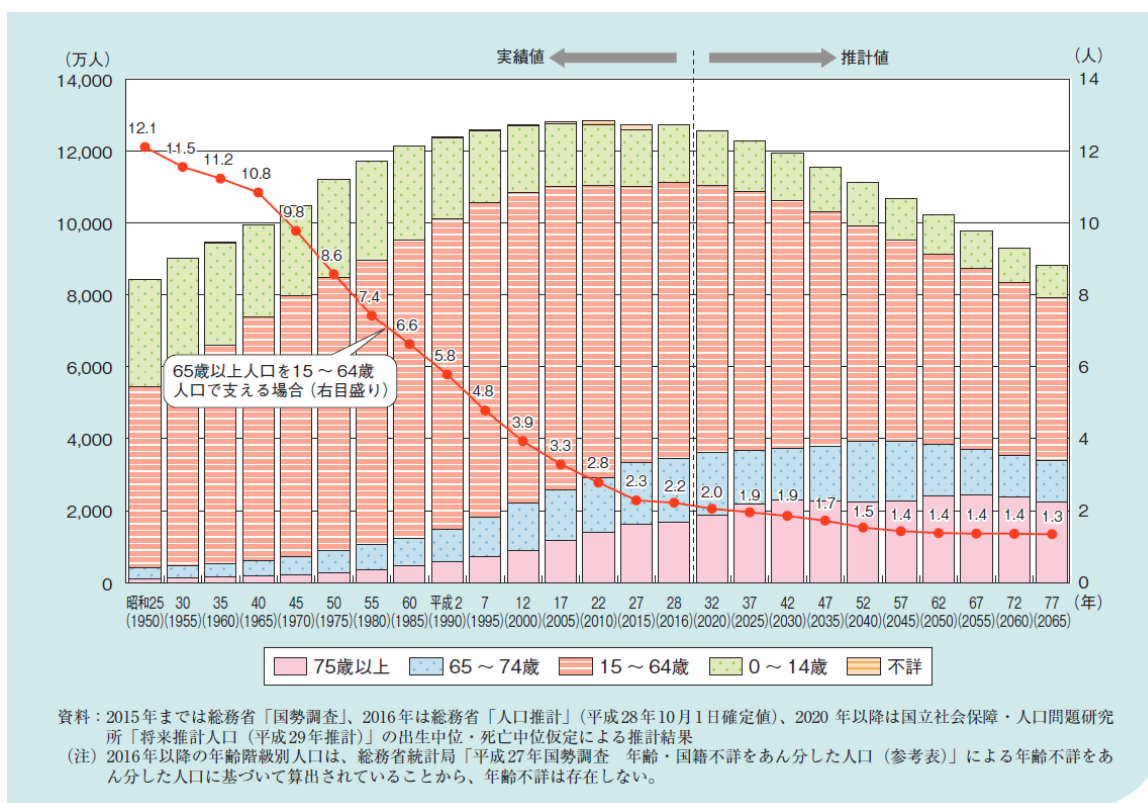
# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画の背景

我が国の平均寿命は平成27年（2015年）現在、男性80.75歳、女性86.99歳となっており、将来さらに伸長することが予想されています。また、平成28年（2016年）10月1日現在の65歳以上の高齢者人口は過去最高の3,459万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）も27.3%と過去最高となっています。高齢者人口は今後「団塊の世代」が65歳以上となった平成27年（2015年）には3,387万人となり、75歳以上となる平成37年（2025年）には3,677万人に達すると予想され、平成48年（2036年）には高齢化率が33.3%まで上昇し3人に1人が高齢者という本格的な超高齢社会の到来が予想されています。

また、65歳以上の高齢者人口と15～64歳人口の比率をみると、昭和25年（1950年）には1人の高齢者に対して12.1人の現役世代（15～64歳）が支えていたのに対して、平成27年（2015年）には高齢者1人に対して現役世代2.3人になっている。今後、高齢化率は上昇し、現役世代の割合は低下し、平成77年（2065年）には1.3人の現役世代という比率になる（内閣府「平成29年版高齢社会白書」より）。

【高齢世代人口の比率】



「平成29年版高齢社会白書」より

本町においても、総人口の緩やかな減少が続いている一方、65歳以上の高齢者人口は増え続け、特に75歳以上人口は今後も増加が見込まれます。また、寝たきりや認知症などの要介護認定者や高齢者単独世帯、高齢者夫婦のみの世帯の増加も予測されます。

このような状況を見据えて、高齢者等を社会全体で支える仕組みとして、平成12年（2000年）に介護保険制度が導入され、定着してきました。

平成23年（2011年）には、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるように医療・介護・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」が介護保険法に明記されました。また、平成29年（2017年）5月には、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の実現可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするため、“地域包括ケアシステムの深化・推進”と“介護保険制度の持続可能性の確保”を柱とした「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立しています。

本町においても法の趣旨に沿って、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、高齢者福祉や介護予防事業、介護サービスの提供をはじめ、高齢者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で、いきいきと健やかに暮らすことができるような取り組みを推進してきました。

上記を踏まえ、第7期計画は、本町における地域包括ケアシステムの深化・推進のため、高齢者実態調査による高齢者のニーズを踏まえ、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、継続的な高齢者福祉施策、地域共生社会の実現を図るとともに、高齢者一人ひとりが元気にいきいきと住み慣れた地域で暮らし続けることができる町づくりを目指し策定します。

## 2 計画の位置づけ

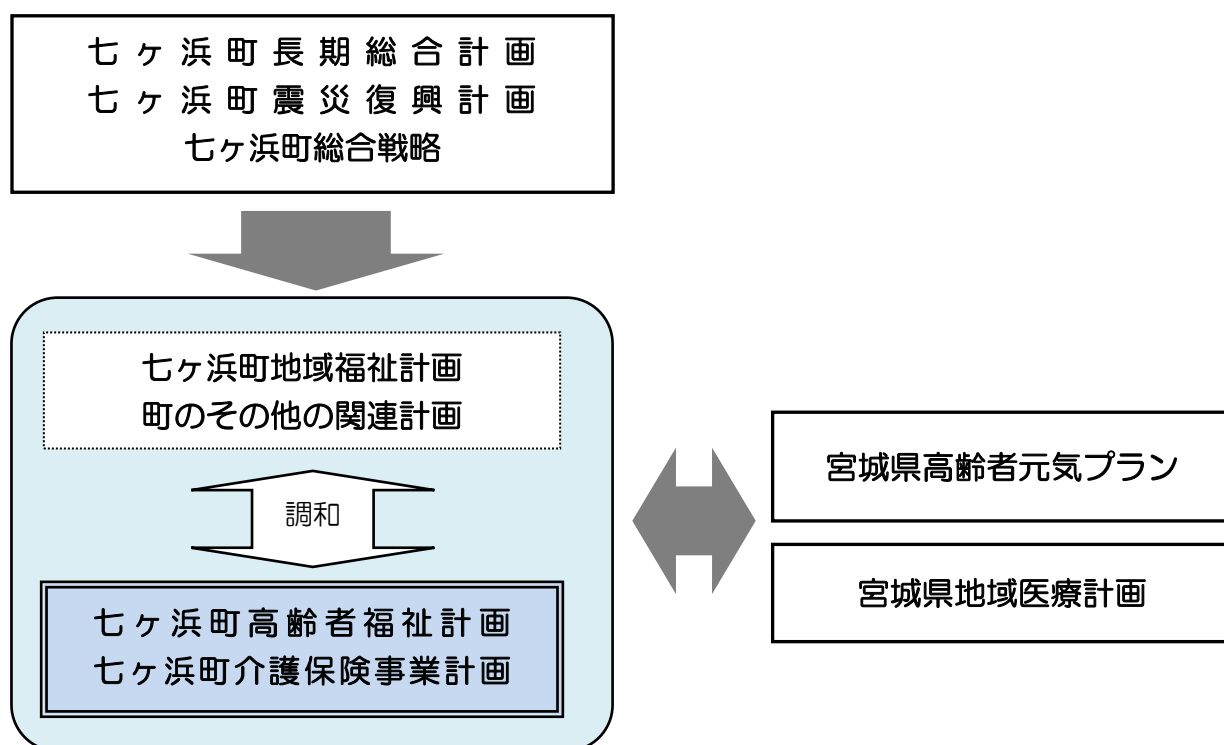
### (1) 各計画との関係

本計画は、本町の特性を踏まえるとともに、「七ヶ浜町長期総合計画」並びに「七ヶ浜町震災復興計画」、「七ヶ浜町総合戦略」を上位計画として策定しています。また、福祉施策の横断的・総合的指針である「七ヶ浜町地域福祉計画」等の福祉関連の個別計画との調和を図っています。

本計画は「七ヶ浜町高齢者福祉計画」と「七ヶ浜町介護保険事業計画」（第7期）を一体的に策定するものであり、本町における高齢者福祉施策の総合的指針として位置づけられるものです。

また、平成30年度（2018年度）以降、宮城県が策定する「第7次宮城県地域医療計画」と計画策定・見直しのサイクルが一致することとなるため、両計画の整合性が求められています。

[各計画との関係図]



## (2) 法令等の根拠

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に基づく「市町村老人福祉計画」であり、七ヶ浜町の高齢者福祉施策に関する基本的な計画です。

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に基づくものであり、利用者が自らの選択により保健・医療・福祉にわたる総合的な介護サービスが受けられるよう、各年度ごとに必要なサービス量とその費用を見込みます。

### 老人福祉法

#### 第 20 条の 8 第 1 項

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という）を定めるものとする。

### 介護保険法

#### 第 117 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

#### 第 117 条第 6 項

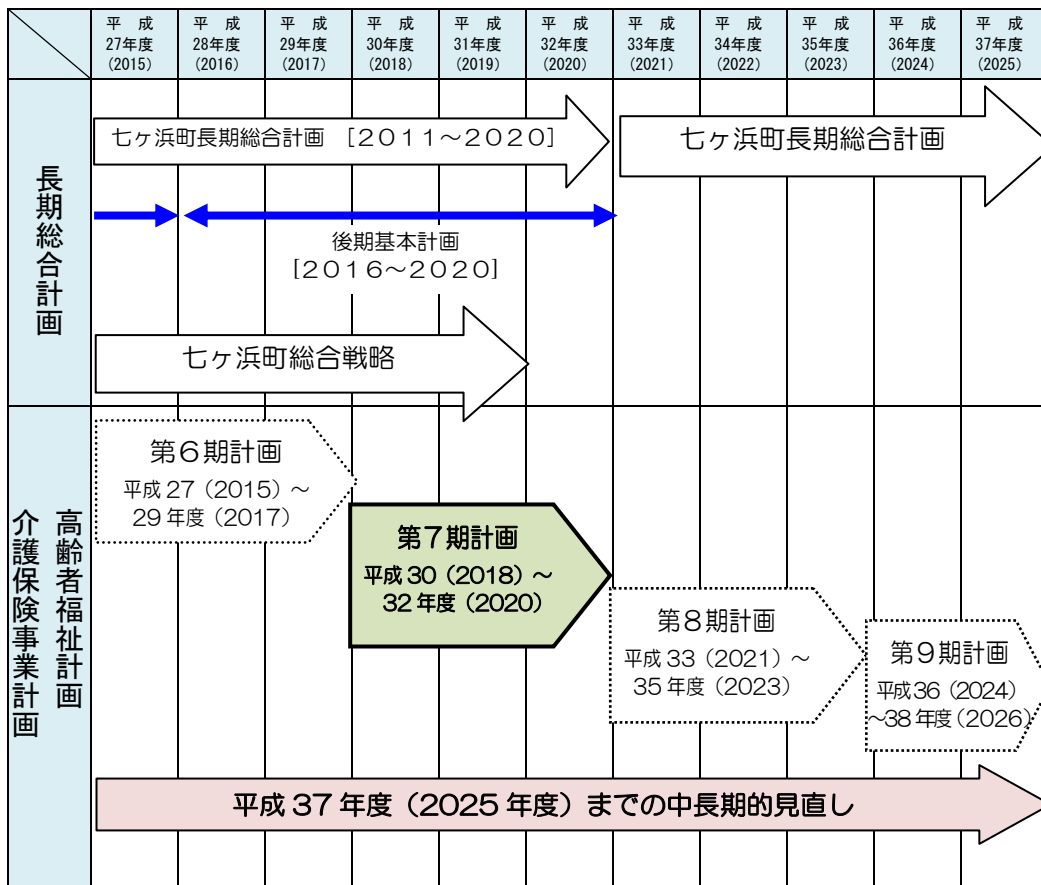
市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

### 3 計画期間

この計画は、平成27年度（2015年度）に策定した「七ヶ浜町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」第6期計画の見直しにあたるもので、平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）までの3年を1期とします。

また、平成37年（2025年）までの中長期的な視野に立ち策定するものです。

【計画期間】



### 4 計画の進行管理

本計画の実施状況については、毎年度計画全体の達成状況を把握・検討し、翌年度以降に反映していくものとします。また、保健・医療・福祉などの各種サービスへの総合調整・推進を行います。



## 5 生活圏域の設定

生活圏域とは、それぞれの地域特性を踏まえて、介護保険サービス基盤を空間的に考える基本単位であり、平成18年（2006年）4月からの第3期介護保険事業計画から設定されています。

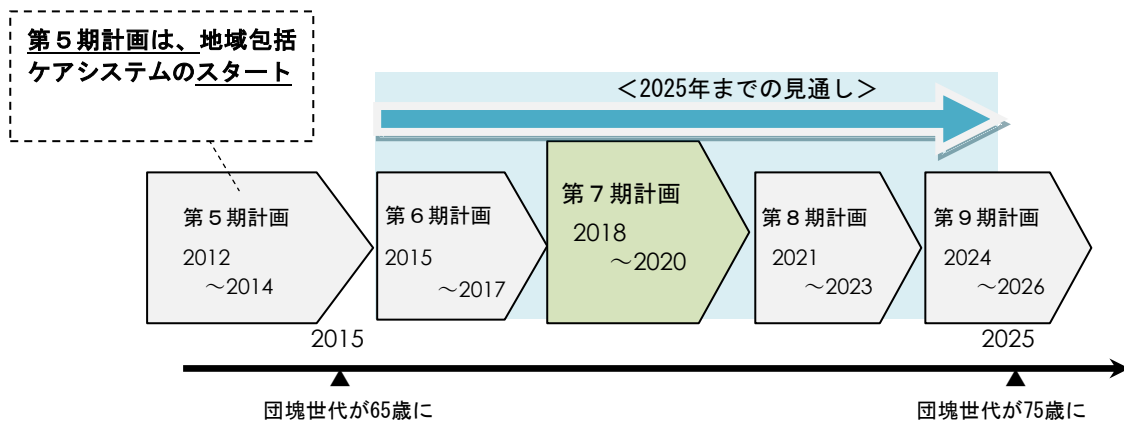
生活圏域を設定するにあたっては、地理的条件、人口、交通網等の社会的条件、サービス提供施設の整備状況、地域づくり活動の単位などを考慮することとなっていますが、本町においては人口規模を勘案して、第6期計画に引き続き、1圏域として本計画を進めていきます。

## 6 制度改正のポイント

### (1) 平成37年（2025年）を見据えた計画の策定

団塊の世代が75歳以上となるのが平成37年（2025年）であり、第6期計画で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療・介護連携等の取り組みを本格化していくものです。

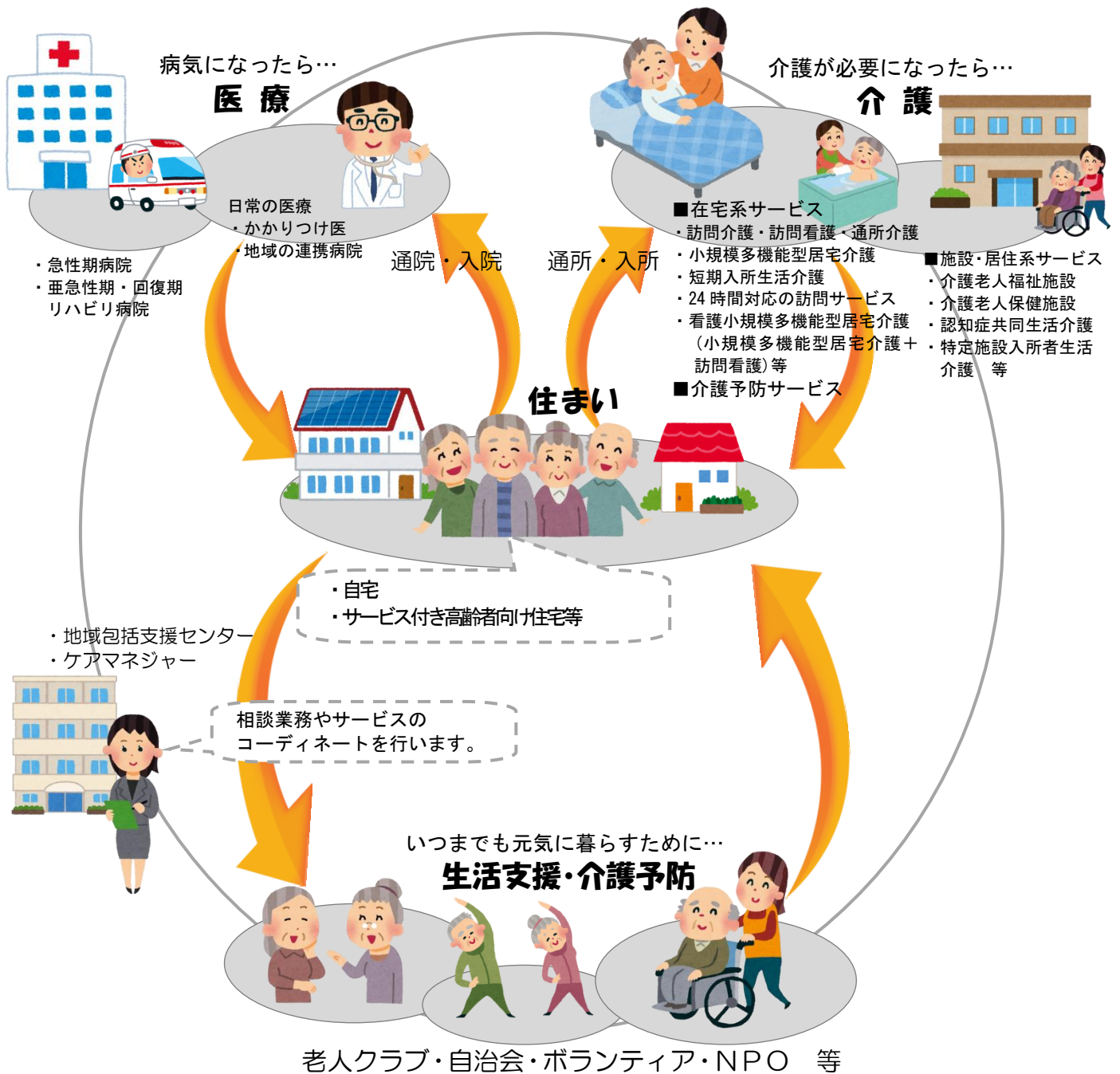
⇒平成37年（2025年）までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して掲載し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。



## ～ 「地域包括ケアシステム」とは ～

地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制を確立するものです。

【地域包括ケアシステムの姿】



「厚生労働省資料」より

## (2) 介護保険制度改正の主な内容

今回の改正では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）に備え、平成29年（2017年）5月26日に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立され、次のような考え方が示されています。

### I 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

○全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

#### 2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

○「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設「介護医療院」を創設

○医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

#### 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

○市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化

○高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

### II 介護保険制度の持続可能性の確保

#### 1 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

#### 2 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

○各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

また、平成26年（2014年）時の改正によるもので、以下の内容が本計画期間中に実施される予定です。

○居宅介護支援事業所の指定権限を都道府県から、指定都市・中核市以外の市にも権限移譲（平成30年（2018年）4月1日施行）

○公費による低所得者の1号被保険料軽減拡充は、平成27年（2015年）から一部実施されており、増税時に完全実施される予定でしたが、消費税率の10%への引上げが平成31年（2019年）10月に延期されたことを受け、平成29年（2017年）の保険料では部分的実施の措置が継続されています。

## 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

### 1 高齢者の現状

#### (1) 高齢者人口の推移

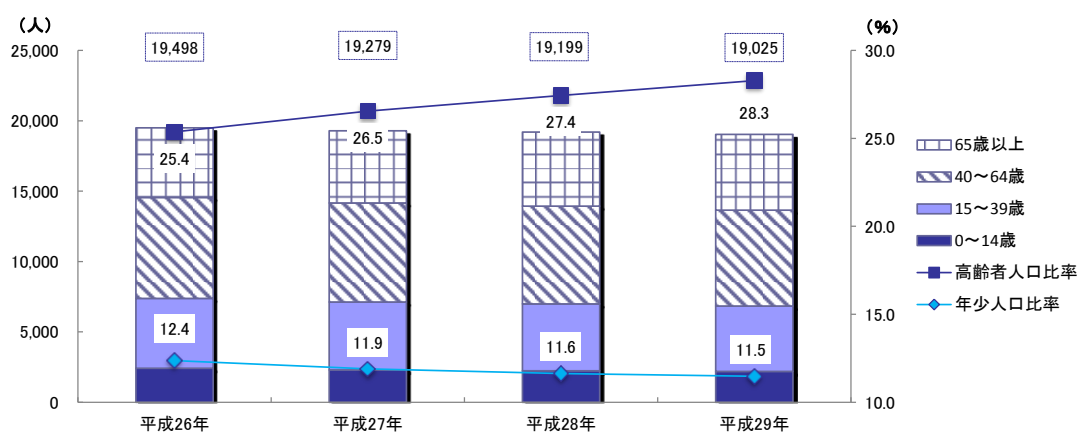
七ヶ浜町の人口は、平成16年（2004年）8月1日の21,722人をピークに減少傾向に推移し、平成26年（2014年）10月1日では19,498人となっています。しかし、高齢者人口は増え続けており、平成14年（2002年）に年少人口比率と高齢者人口比率（＝65歳以上人口比率、高齢化率）が逆転し、その差は年々広がりを見せています。

【七ヶ浜町の人口の推移】

		平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)
総人口		19,498 人	19,279 人	19,199 人	19,025 人
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14 歳		2,411 人	2,293 人	2,234 人	2,182 人
	構成比	12.4%	11.9%	11.6%	11.5%
15～39 歳		4,970 人	4,823 人	4,752 人	4,647 人
	構成比	25.5%	25.0%	24.8%	24.4%
40～64 歳		7,171 人	7,045 人	6,945 人	6,815 人
	構成比	36.8%	36.5%	36.2%	35.8%
65 歳以上		4,946 人	5,118 人	5,268 人	5,381 人
	構成比	25.4%	26.5%	27.4%	28.3%
前期高齢者 (65～74 歳)		2,658 人	2,740 人	2,831 人	2,869 人
	構成比	13.6%	14.2%	14.7%	15.1%
後期高齢者 (75 歳以上)		2,288 人	2,378 人	2,437 人	2,512 人
	構成比	11.7%	12.3%	12.7%	13.2%

※外国人人口を含む

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

## (2) 高齢化率の推移

高齢化率は、第6期計画中之である平成27年（2015年）～平成29年（2017年）は、宮城県に比べて約2.0～2.3ポイント高くなっており、宮城県より早いペースで上昇しています。

### 【高齢化率の推移】

（単位：％）

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
国	26.0	26.6	27.3	27.7
宮城県	23.7	24.5	25.3	26.0
七ヶ浜町	25.4	26.5	27.4	28.3

※外国人人口を含む

資料：国／総務省人口推計（各年10月1日現在）  
宮城県／住民基本台帳（各年1月1日現在）  
七ヶ浜町／住民基本台帳（各年10月1日現在）

### (3) 世帯状況の推移

平成27年(2015年)に実施された国勢調査によると、高齢者のいる世帯は3,262世帯となっており、総世帯数の52.9%を占めています。一般世帯数は平成7年(1995年)～平成27年(2015年)にかけて減少しているものの、高齢者のいる世帯数は増加しています。

さらに、高齢者のいる世帯の状況を詳しくみると、高齢者単独世帯や高齢者夫婦世帯が増加していることがわかります。

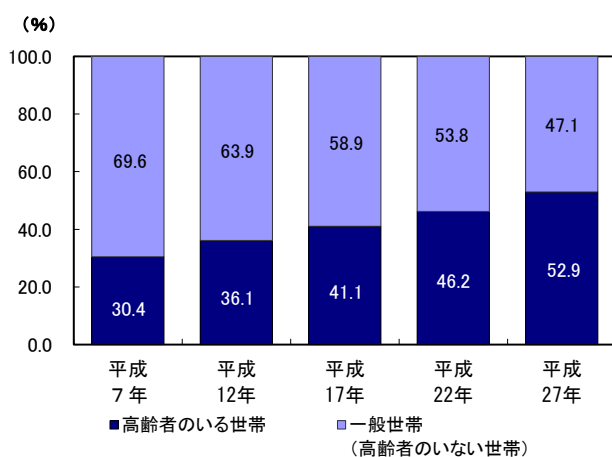
【高齢者のいる世帯の推移】

(単位：世帯)

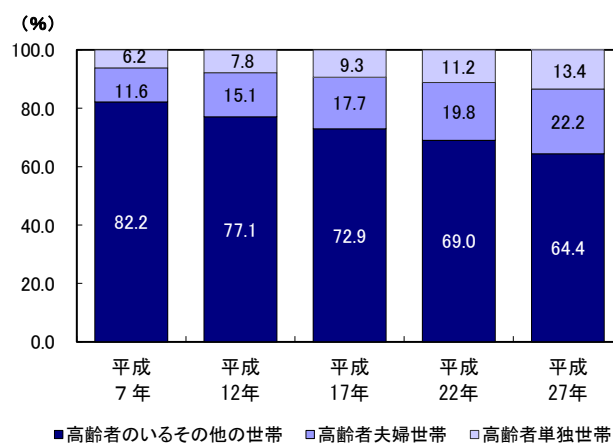
	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
総世帯数	5,844	6,128	6,332	6,413	6,164
一般世帯数 (高齢者のいない世帯)	4,065	3,916	3,731	3,448	2,902
高齢者のいる世帯総数	1,779	2,212	2,601	2,965	3,262
高齢者単独世帯	110	173	243	331	437
高齢者夫婦世帯	207	334	461	587	724
高齢者のいる その他の世帯	1,462	1,705	1,897	2,047	2,101

資料：国勢調査

【世帯における高齢者の有無】



【高齢者のいる世帯の内訳】



#### (4) 高齢者の就労状況

高齢者の就労状況の推移をみると、平成7年（1995年）～平成27年（2015年）にかけて、就労者数は前期高齢者・後期高齢者を問わず増加し続けています。また、平成7年（1995年）～平成22年（2010年）までは高齢者の就労比率は減少傾向にありましたが、平成27年には大きく増加しています。

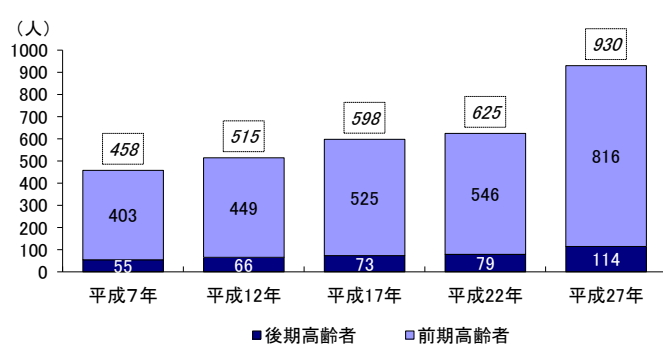
【就労している高齢者の推移】

（単位：人）

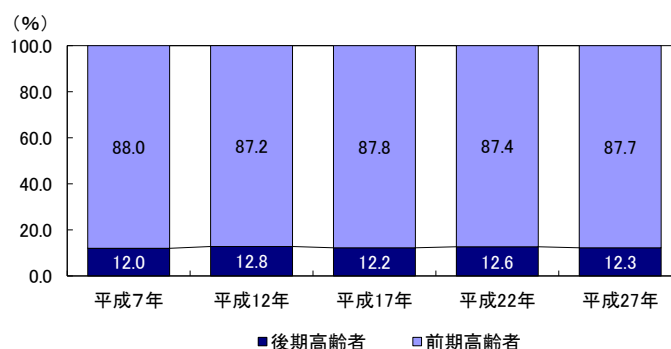
		平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
就労者総数		10,352	10,327	10,156	9,398	8,647
高齢者総数		2,513	3,179	3,842	4,400	4,969
就 労	前期高齢者 (男)	305	332	366	380	569
	(65～74歳) (女)	98	117	159	166	247
	後期高齢者 (男)	42	46	49	49	79
	(75歳以上) (女)	13	20	24	30	35
	就労計 構成比	458 18.2%	515 16.2%	598 15.6%	625 14.2%	930 18.7%
非 就 労	前期高齢者 (男)	385	599	719	749	746
	(65～74歳) (女)	798	934	1,026	1,142	1,131
	後期高齢者 (男)	274	387	526	717	845
	(75歳以上) (女)	598	744	973	1,167	1,317
	非就労計 構成比	2,055 81.8%	2,664 83.8%	3,244 84.4%	3,775 85.8%	4,039 81.3%

資料：国勢調査

【就労している高齢者の内訳（人数）】



【就労している高齢者の内訳（比率）】



## (5) 実態調査にみる高齢者の姿

### ① 調査目的

本調査は、平成26年度（2014年度）に策定した『七ヶ浜町高齢者福祉計画・介護保険事業計画』を見直すにあたり、町民の日常生活の状況や健康状態、高齢者福祉事業・介護保険事業に関する意見などを伺い、計画の参考資料とすることを目的としました。

### ② 調査の方法等

調査内容並びに回収状況は次のとおりです。

	【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】	【在宅介護実態調査】
調査対象	《一般高齢者》 七ヶ浜町内に居住する無作為で抽出した65歳以上の男女個人 1,839名	《要介護認定者》 要介護認定者 661名
調査方法	郵送配付－郵送回収	
調査期間	平成29年（2017年）1月25日～2月8日 ※平成29年（2017年）3月3日（金）回収分までを集計対象とした。	
調査項目	《一般高齢者》 1 基本情報について 2 からだを動かすことについて 3 食べることについて 4 毎日の生活について 5 地域での活動について 6 たすけあいについて 7 老人福祉センターについて 8 地域包括支援センターについて 9 認知症の方に対してできることについて 10 介護保険制度や高齢者福祉施策に望むこと	《要介護認定者》 1 施設などへの入所・入居の検討状況 2 介護サービスの利用について 3 介護保険制度とサービスについて 4 介護保険サービス以外の支援・サービスについて 5 主な介護者の状況について 6 地域包括支援センターについて 7 介護保険制度や高齢者福祉施策に望むこと
企画実施	七ヶ浜町 健康増進課	



### ③ 回収結果

#### 【一般高齢者】

標本数	1,839件
有効回収数	1,258件
有効回収率	68.4%

#### 【要介護認定者】

標本数	661件
有効回収数	404件
有効回収率	61.1%

### ④ 調査結果要約

#### ア 近所づきあい・社会参加の状況

グループ等に参加する頻度について、“一般高齢者”では「スポーツ関係のグループやクラブ」で週2～3回が最も多く、「ボランティアのグループ」、「老人クラブ」、「町内会・自治会」では年に数回が最も多くなっていました。

また、地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って地域づくりを進める場合、参加者として「参加してもよい」が44.9%、「是非参加したい」が9.0%となり、過半数を超えています。しかしその一方で、「参加したくない」が36.3%となっており、活動への参加を促すためのきっかけづくりが必要であることから、地域活動に関する情報提供や環境整備を推進します。

#### イ 生きがいについて

趣味や生きがいの有無について、“一般高齢者”では「ある」が63.5%、「思いつかない」が28.0%となっています。

高齢期の健康を維持するためには体の健康だけではなく、心の健康にも配慮することが重要です。高齢者は家族や友人など身近な人との触れ合いのほかに、趣味や、好きなことに生きがいを感じている方が多くなっていることから、高齢者自身の生きがいを高めるための各種活動支援を行っていきます。

## ウ 望む介護のあり方

もし介護が必要となったとき、望む介護のあり方についての考え方について、“一般高齢者”では、「主に介護サービスを利用して、自宅で暮らしたい」が32.0%、「施設などへの入所が希望だが、自宅で十分に介護保険サービスを利用できるなら、自宅で介護を受けたい」が22.1%、「主に家族の介護を受けながら、自宅で暮らしたい」が19.8%と続いています。国で提示している理念と同様に、高齢者・主な介護者ともに、住み慣れた家庭や地域での生活を望む人が多くなっています。住み慣れた場所での生活を継続するためには、在宅サービスを上手に活用することが重要であることから、サービス内容の充実を図るとともに、介護者に対する情報提供や相談体制を整備していきます。

## エ 保険料とサービス

介護保険料と介護サービスのあり方について、“一般高齢者”では「介護サービスの水準を抑えても、保険料は低い方がよい」が25.4%、「介護サービスが充実するのならば、保険料が高くなってもよい」が13.4%となっています。同様に“認定者”では、「介護サービスの水準を抑えても、保険料は低いほうがよい」が20.5%、「介護サービスが充実するのならば、保険料が高くなってもよい」が10.6%となっています。

また、納めている介護保険料については、保険料が高いと感じている方が多くなっており、介護保険料の費用を抑えつつも、介護保険サービスの充実を図ることが求められていることから、介護給付費の適正化など、介護サービスの円滑な推進に努めます。

## オ 安心して生活するために特に充実すべき事業

高齢者が地域で生活する為に充実すべきだと思えるものについて、“一般高齢者”では「いろいろな相談事について、身近で対応してくれる相談体制を整備する」が16.7%、「介護保険のサービスを充実する」が15.5%、「介護予防教室などを充実し、健康づくりを支援する」が14.3%と続いています。

同様に“認定者”では、「介護サービスを充実する」が24.6%、「いろいろな相談事について、身近で対応してくれる相談体制を整備する」が17.0%、「安心して外出できるように外出支援サービスを整備する」が11.9%となっています。

従来からの福祉サービスや健康・生きがいがづくりに関する各種事業への要望が高くなっているとともに、身近な場所への相談体制の整備も求められています。

介護者は『自宅』での介護を希望しているが、その一方で、心身に負担を感じている方が多くなっています。高齢者が住み慣れた環境での生活を続けるため、わかりやすい情報の提供に努める、身近で相談できる場所を提供するなど、介護者に対してもサポートをしていきます。

## 2 介護給付の特徴

### (1) 要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者の推移をみると、平成23年度（2011年度）以降、出現率は16～17%で推移しているものの、高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数も増加し続けています。

#### 【認定率の推移】

(単位：人)

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
高齢者人口	4,946	5,118	5,268	5,381
認定者数	835	872	885	894
出現率	16.9%	17.0%	16.8%	16.6%

※出現率＝第1号及び第2号被保険者の認定者÷高齢者人口

資料：健康増進課調べ（各年10月1日現在）

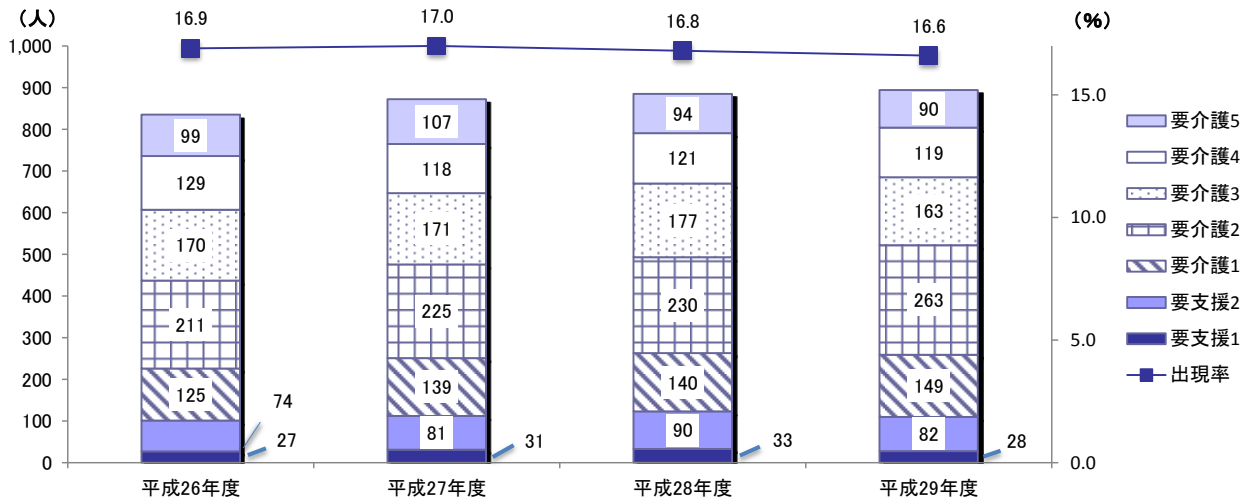
#### 【要介護認定者数の推移】

(単位：人)

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
認定者数	835	872	885	894
要支援1	27	31	33	28
要支援2	74	81	90	82
要介護1	125	139	140	149
要介護2	211	225	230	263
要介護3	170	171	177	163
要介護4	129	118	121	119
要介護5	99	107	94	90

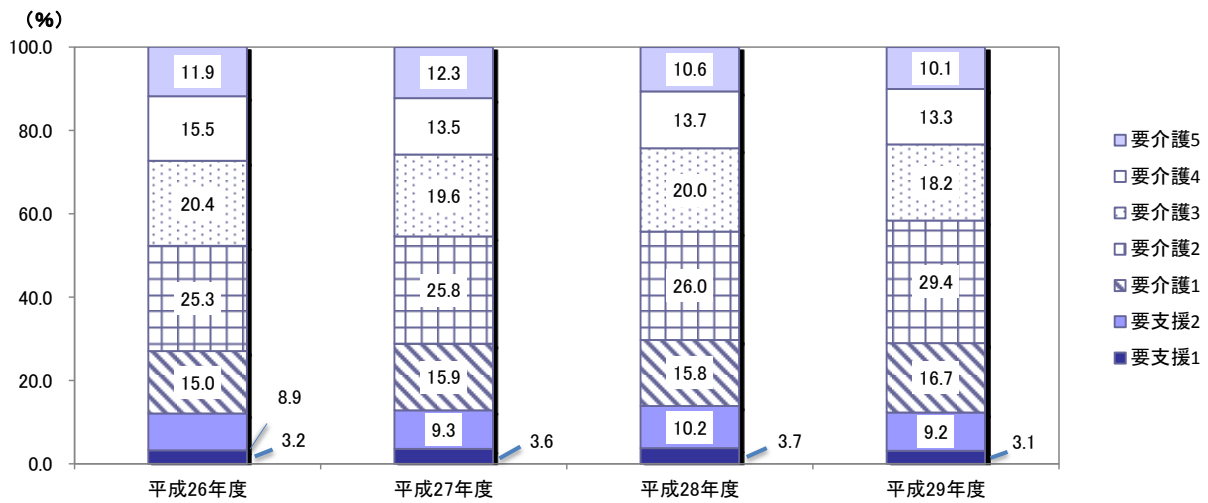
資料：健康増進課調べ（各年10月1日現在）

### 【要介護認定者数の推移】



資料：健康増進課調べ（各年10月1日現在）

### 【要介護認定者の構成比の推移】



資料：健康増進課調べ（各年10月1日現在）

## (2) 回数・人数等における計画値と実績値

第6期計画（平成27年度策定）の回数・人数等から推計した計画値に対する実績値をみると、平成27年度（2015年度）・平成28年度（2016年度）ともに居宅サービス及び介護予防サービスの多くで回数・人数等が計画値を下回っていることがわかります。

### 【回数・人数等における計画値と実績値（介護給付）】

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)		
		計画値	実績値	実績/計画 ×100	計画値	実績値	実績/計画 ×100
<b>居宅サービス</b>							
訪問介護	回/年	35,220	31,746	90.1%	37,177	31,987	86.0%
訪問入浴介護	回/年	1,747	1,044	59.8%	2,180	1,188	54.5%
訪問看護	回/年	3,918	3,398	86.7%	4,091	4,233	103.5%
訪問リハビリテーション	回/年	1,076	895	83.2%	1,151	952	82.7%
居宅療養管理指導	人/年	1,272	912	71.7%	1,308	1,008	77.1%
通所介護	回/年	47,692	42,684	89.5%	32,411	33,900	104.6%
通所リハビリテーション	回/年	6,142	5,391	87.8%	6,811	5,414	79.5%
短期入所生活介護	日/年	4,756	5,100	107.2%	4,897	5,983	122.2%
短期入所療養介護（老健）	日/年	1,156	804	69.6%	1,204	847	70.3%
短期入所療養介護（病院等）	日/年	420	341	81.2%	436	532	122.0%
特定施設入居者生活介護	人/月	17	12	70.6%	19	12	63.2%
福祉用具貸与	人/月	262	270	103.1%	270	307	113.7%
特定福祉用具販売	人/月	5	4	80.0%	5	4	80.0%
<b>地域密着型サービス</b>							
小規模多機能型居宅介護	人/年	36	17	47.2%	36	0	-
認知症対応型共同生活介護	人/月	6	4	66.7%	16	5	31.3%
介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	29	29	100.0%	29	29	100.0%
地域密着型通所介護	人/月	0	0		140	79	56.4%
<b>その他のサービス</b>							
住宅改修	人/月	3	3	100.0%	4	3	75.0%
居宅介護支援計画作成	人/月	477	484	101.5%	495	511	103.2%
<b>施設サービス</b>							
介護老人福祉施設	人/月	62	59	95.2%	62	57	91.9%
介護老人保健施設	人/月	83	63	75.9%	83	56	67.5%
介護療養型医療施設	人/月	2	1	50.0%	2	2	100.0%

資料：介護保険事業状況報告

【回数・人数等における計画値と実績値（予防給付）】

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)		
		計画値	実績値	実績／計画 × 100	計画値	実績値	実績／計画 × 100
介護予防サービス							
介護予防訪問介護	人/年	264	239	90.5%	264	150	56.8%
介護予防訪問入浴介護	回/年	1	0	-	1	0	-
介護予防訪問看護	回/年	8	185	2312.5%	8	286	3575.0%
介護予防訪問リハビリテーション	回/年	149	39	26.2%	293	12	4.1%
介護予防居宅療養管理指導	人/年	12	1	8.3%	12	11	91.7%
介護予防通所介護	人/年	708	610	86.2%	556	678	121.9%
介護予防通所リハビリテーション	人/年	60	72	120.0%	72	65	90.3%
介護予防短期入所生活介護	日/年	7	13	185.7%	7	3	42.9%
短期入所療養介護（老健）	日/年	12	0	-	12	0	-
短期入所療養介護（病院等）	日/年	12	0	-	12	0	-
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	1	0	-	1	1	100.0%
介護予防福祉用具貸与	人/月	33	25	75.8%	34	30	88.2%
特定介護予防福祉用具販売	人/月	2	1	50.0%	2	1	50.0%
その他介護予防サービス							
介護予防住宅改修	人/月	2	2	100.0%	2	1	50.0%
介護予防支援計画作成	人/月	86	79	91.9%	90	82	91.1%

※居宅介護支援サービスと施設サービスの実績については、1月あたりの平均人数を掲載しています。

※「計画」の値が0のものについては、「実績／計画×100」の欄を空白としています。

資料：介護保険事業状況報告

(3) 費用における計画値と実績値

第6期計画の給付費から推計した計画値に対する実績値をみると、「回数・人数等における計画値と実績値」と同様に、平成27年度（2015年度）・28年度（2016年度）ともに居宅サービス及び介護予防サービスの多くで費用の計画値を下回っていることがわかります。

【費用における計画値と実績値】

(単位：千円)

種類	平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)		
	計画値	実績値	実績／計画 × 100	計画値	実績値	実績／計画 × 100
介護給付費	1,349,772	1,218,506	90.3%	1,399,537	1,216,523	86.9%
予防給付費	41,035	35,294	86.0%	44,103	35,246	79.9%
総給付費	1,390,807	1,253,801	90.1%	1,443,640	1,251,769	86.7%

【費用における計画値と実績値（介護給付）】

（単位：千円）

種類	平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)		
	計画値	実績値	実績/計画 × 100	計画値	実績値	実績/計画 × 100
居宅サービス						
訪問介護	101,357	88,360	87.2%	104,414	90,074	86.3%
訪問入浴介護	12,490	12,011	96.2%	12,907	13,504	104.6%
訪問看護	20,624	19,391	94.0%	21,249	23,341	109.8%
訪問リハビリテーション	4,506	2,715	60.3%	4,763	2,806	58.9%
居宅療養管理指導	9,698	8,907	91.8%	9,970	10,750	107.8%
通所介護	381,988	342,919	89.8%	258,262	275,602	106.7%
通所リハビリテーション	50,170	52,558	104.8%	52,247	53,552	102.5%
短期入所生活介護	43,333	43,623	100.7%	43,446	50,195	115.5%
短期入所療養介護（老健）	9,302	8,363	89.9%	9,382	8,827	94.1%
短期入所療養介護（病院等）	6,135	4,548	74.1%	6,353	7,404	116.5%
特定施設入居者生活介護	34,121	26,267	77.0%	38,076	26,676	70.1%
福祉用具貸与	41,695	42,124	101.0%	42,655	47,441	111.2%
特定福祉用具販売	899	1,378	153.3%	970	1,236	127.4%
地域密着型サービス						
小規模多機能型居宅介護	7,357	3,944	53.6%	7,422	0	-
認知症対応型共同生活介護	16,500	13,142	79.6%	25,849	14,197	54.9%
介護老人福祉施設入所者生活介護	84,126	85,747	101.9%	85,003	81,867	96.3%
地域密着型通所介護	—	—	—	144,400	75,591	52.3%
その他のサービス						
住宅改修	2,961	3,138	106.0%	3,161	4,206	133.1%
居宅介護支援計画作成	78,144	81,382	104.1%	80,756	86,618	107.3%
施設サービス						
介護老人福祉施設	175,069	171,355	97.9%	177,079	160,539	90.7%
介護老人保健施設	265,383	201,298	75.9%	267,259	174,565	65.3%
介護療養型医療施設	3,914	5,336	136.3%	3,914	7,533	192.5%

資料：介護保険事業状況報告

【費用における計画値と実績値（予防給付）】

（単位：千円）

種類	平成27年度 (2015年度)			平成28年度 (2016年度)		
	計画値	実績値	実績/計画 ×100	計画値	実績値	実績/計画 ×100
介護予防サービス						
介護予防訪問介護	5,629	5,097	90.5%	5,921	2,994	50.6%
介護予防訪問入浴介護	11	0	-	11	0	-
介護予防訪問看護	16	706	4412.5%	16	902	5637.5%
介護予防訪問リハビリテーション	348	105	30.2%	686	33	4.8%
介護予防居宅療養管理指導	146	9	6.2%	146	60	41.1%
介護予防通所介護	24,282	19,076	78.6%	26,033	21,655	83.2%
介護予防通所リハビリテーション	2,960	2,102	71.0%	3,180	1,979	62.2%
介護予防短期入所生活介護	13	71	546.2%	13	22	169.2%
短期入所療養介護（老健）	25	0	-	25	0	-
短期入所療養介護（病院等）	25	0	-	25	0	-
介護予防特定施設入居者生活介護	23	0	-	23	602	2617.4%
介護予防福祉用具貸与	1,857	1,302	70.1%	1,959	1,794	91.6%
特定介護予防福祉用具販売	378	243	64.3%	382	96	25.1%
その他介護予防サービス						
介護予防住宅改修	1,045	2,432	232.7%	1,195	754	63.1%
介護予防支援計画作成	4,277	4,150	97.0%	4,488	4,355	97.0%

資料：介護保険事業状況報告

第6期計画の費用から推計した計画値に対する実績値をみると、平成28年度（2016年度）の「審査支払手数料」以外は実績値が計画値を下回っています。

【費用における計画値と実績値】

（単位／千円）

	平成27年度 (2015年度)			平成28年度 (2016年度)		
	計画値	実績値	実績/計画× 100	計画値	実績値	実績/計画× 100
総給付費	1,390,807	1,253,801	90.1%	1,443,640	1,251,769	86.7%
特定入所者介護サービス費	61,000	57,089	93.6%	64,000	52,151	81.5%
高額介護サービス費	18,500	14,617	79.0%	19,000	15,387	81.0%
高額医療合算介護サービス費	2,500	2,227	89.1%	2,500	2,099	84.0%
審査支払手数料	1,437	1,279	89.0%	1,462	1,471	100.6%
標準給付費	1,468,079	1,329,013	90.5%	1,530,602	1,322,878	86.4%

資料：介護保険事業状況報告



## 第3章 今後の高齢者の状況

### 1 将来人口の推移

計画期間における人口推計は、平成27年（2015年）～平成29年（2017年）の住民基本台帳人口を基準とした、コーホート要因法を用いて推計しました。

その結果、高齢者人口は計画の最終年度である平成32年度（2020年度）には5,675人となり、平成30年から164人増加し、高齢化率は30.5%となります。

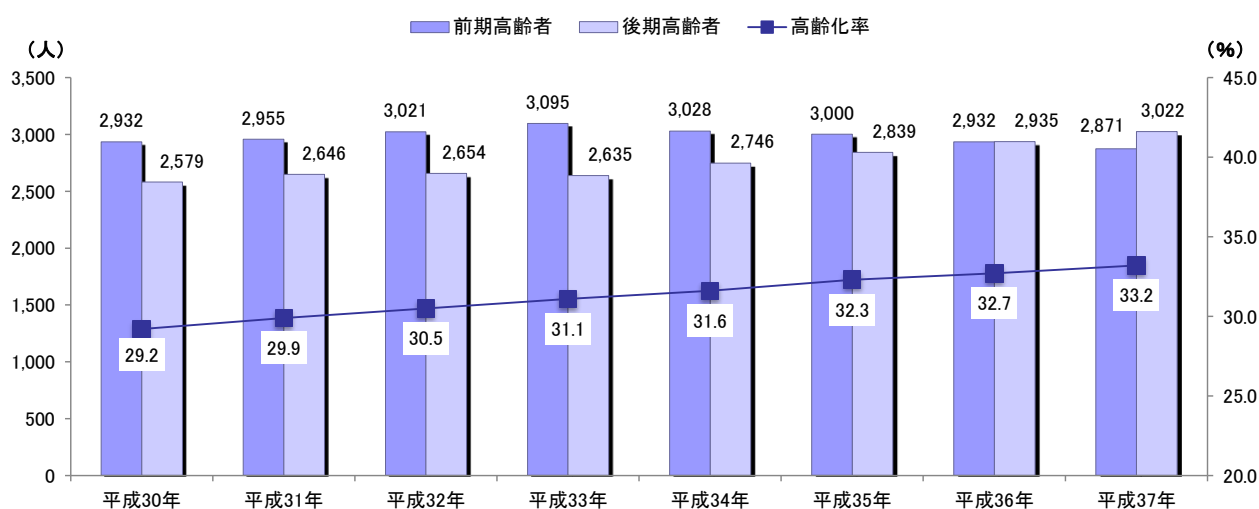
【七ヶ浜町の推計人口の推移】

(単位/人)

	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	平成32年 (2020)	平成33年 (2021)	平成34年 (2022)	平成35年 (2023)	平成36年 (2024)	平成37年 (2025)
高齢者65歳以上人口	5,511	5,601	5,675	5,730	5,774	5,839	5,867	5,893
高齢化率 (%)	29.2%	29.9%	30.5%	31.1%	31.6%	32.3%	32.7%	33.2%
前期高齢者数	2,932	2,955	3,021	3,095	3,028	3,000	2,932	2,871
後期高齢者数	2,579	2,646	2,654	2,635	2,746	2,839	2,935	3,022
40～64歳人口	6,730	6,649	6,569	6,499	6,434	6,369	6,312	6,270
総人口	18,889	18,748	18,600	18,448	18,278	18,100	17,917	17,727

(各年10月1日現在)

【七ヶ浜町の推計人口の推移】



(各年10月1日現在)

## 2 要介護認定者数の推計

第6期計画策定時に推計された介護予防を行わなかった場合の平成29年度（2017年度）要介護認定者数（自然体推計）と、実際の平成29年度（2017年度）の認定者数（介護予防事業効果後）を比較した場合、介護予防事業効果後の実績の方が認定率は低くなっています。平成30年（2018年）以降、高齢者数は増加を続け、本計画の最終年度である平成32年（2020年）には974人となり、要介護認定率は17.2%になると見込まれますが、介護予防事業を更に実施することにより、要介護認定者数の増加抑制を図ります。

### 【要支援・要介護認定者の前回計画値と実績値の比較】

	平成29年（2017年） 第6期計画時推計値 （自然体推計）	平成29年（2017年） 実績値
65歳以上人口	5,387人	5,381人
認定者数	1,034人	894人
要支援1	44人	28人
要支援2	107人	82人
要介護度1	158人	149人
要介護度2	243人	263人
要介護度3	201人	163人
要介護度4	154人	119人
要介護度5	127人	90人
認定率	19.2%	16.6%

### 【要支援・要介護認定者数推計の推移】

（自然体推計）

（介護予防事業推進後）

	（自然体推計）				→	（介護予防事業推進後）			
	平成 30年 (2018)	平成 31年 (2019)	平成 32年 (2020)	平成 37年 (2025)		平成 30年 (2018)	平成 31年 (2019)	平成 32年 (2020)	平成 37年 (2025)
65歳以上人口	5,511人	5,601人	5,675人	5,893人		5,511人	5,601人	5,675人	5,893人
認定者数	924人	950人	974人	1,128人		912人	933人	955人	1,112人
要支援1	39人	49人	57人	66人		38人	48人	54人	66人
要支援2	89人	96人	103人	124人		87人	92人	97人	120人
要介護度1	159人	160人	162人	193人		157人	158人	160人	185人
要介護度2	262人	266人	256人	282人		260人	262人	255人	278人
要介護度3	171人	175人	186人	214人		169人	173人	183人	214人
要介護度4	122人	129人	140人	167人		120人	127人	138人	167人
要介護度5	82人	75人	70人	82人		81人	73人	68人	82人
認定率	16.8%	17.0%	17.2%	19.1%		16.6%	16.7%	16.8%	18.9%

※要介護認定率＝第1号及び第2号被保険者の要介護認定者数÷65歳以上人口

## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

---

# 健康で 生きがいのある 支え合うまち 七ヶ浜

第6期介護保険事業計画では、「健康で 生きがいのある 支え合うまち 七ヶ浜」を基本理念として、保健・福祉・医療等の関係機関と連携し、高齢者が健康で生きがいをもって生活できるまちを目指してきました。

現在も高齢化率は年々上昇しており、長い高齢期をどのように過ごすかは高齢者本人にとっても、社会全体にとっても極めて大きな課題となっています。元気な高齢者も支援が必要な高齢者も地域社会の一員として自立し、高齢者の力をこれからの地域社会づくりに活かしていける環境をつくることが重要です。

そのためには、高齢者自身が地域や家庭で元気に自分らしく暮らしながら、健康の維持・増進に積極的に取り組み、地域の中で様々な分野において活躍できるように地域全体で支え合いながら支援していく必要があります。

本計画においても、これまでの基本理念である「健康で 生きがいのある 支え合うまち 七ヶ浜」を踏襲し、町民の皆様とともに、高齢者保健福祉及び介護保険施策の推進を図ります。

### 2 地域包括ケアシステムの深化・推進

---

団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）までの間に、高齢者が住み慣れた地域で介護等が必要になっても安心して生活できるように、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」の各サービスを一体的・継続的に提供する『地域包括ケアシステム』の構築に向けた取り組みが求められています。第6期計画においては地域包括ケアシステムの構築を目指し、平成29年度（2017年度）からは介護予防・日常生活支援総合事業を開始しています。

第7期計画においても、本町に適したサービスのあり方を県や関係機関等と段階的に検討しながら、地域や関係機関等と連携・協働する地域包括ケアシステムを深化・推進していきます。

### 3 基本目標

#### 1. 介護予防のまちづくり

高齢期を元気に過ごすためには、身体的な健康だけでなく、生きがいや趣味をもった生活の充実も非常に重要です。高齢者が今までどおり住みなれた地域において、社会と関わり合いながら、いつまでも健康で生きがいのある生活を維持出来るよう、住民が主体となった健康づくりや介護予防の取り組みを推進・支援するとともに、社会参加できる環境づくりに努めます。

また、認知症を支える地域づくりに向けては、現在行われている認知症総合支援事業を中心に、認知症に関する知識等の普及啓発に努め、地域での見守り支援体制づくりを更に推進していきます。

東日本大震災から7年が経過しましたが、災害公営住宅における高齢者世帯など、援護を必要としている方が安心して生活できる環境づくりを継続していくため、地域における相談支援体制の充実を図ります。

#### 2. 暮らしやすい福祉のまちづくり

高齢者が地域活動の主要な担い手として、住み慣れた地域で生きがいを持って生活出来るよう、ボランティア活動への支援を実施するほか、シルバー人材センター、老人クラブの活動支援等、元気な高齢者の就労支援や社会奉仕に取り組む活動に対し、引き続き社会参加・生きがいづくりの支援を行います。

また、ひとり暮らし高齢者に対する軽易な日常生活上の援助や、急病や災害などの緊急時に迅速な対応を図るための家庭用緊急通報機器の貸与、配食サービスの支援を継続し、暮らしやすい福祉のまちづくりを目指します。

#### 3. 介護保険サービスの更なる充実

要介護者・要支援者に対しては、それぞれ介護サービス・介護予防サービスを切れ目なく提供することにより、重度化を防ぐとともに要介護度の軽減を図り、高齢者が生きがいを持って生活できるよう、支援を行っていきます。

特に75歳以上の高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれていることから、今後増大する医療・介護需要に応えるべく、在宅サービスの整備、関係機関の連携など、地域の特性に応じたサービスの提供に努め、認知症になっても、自立し希望した生活が続けられるよう支援します。

## 4 施策の体系

基本理念

健康で 生きがいのある 支え合うまち 七ヶ浜

基本目標

### 1. 介護予防のまちづくり

～地域支援事業として実施～

介護予防・日常生活支援総合事業

#### 【介護予防・生活支援サービス事業】

- 訪問型サービス事業
  - ・介護予防訪問介護相当事業
  - ・軽度生活援助事業
- 通所型サービス事業
  - ・介護予防通所介護相当事業
  - ・通所型介護予防教室事業
- 生活支援サービス
- 介護予防ケアマネジメント事業

#### 【一般介護予防事業】

- 介護予防対象者把握事業
- 介護予防普及啓発事業
  - ・介護予防教室の開催
  - ・わくわくシニアフェスティバル
- 地域介護予防活動支援事業
- 一般介護予防事業評価事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業

包括的支援事業

- 総合相談支援事業
- 権利擁護事業
- 地域ケア会議推進事業
- 包括的・継続的マネジメント事業
- 在宅医療・介護連携推進事業
- 生活支援体制整備事業

- 認知症総合支援事業
  - ・認知症高齢者見守り事業  
(SOSネットワーク事業)
  - ・認知症初期集中支援チームの運営
  - ・認知症地域支援推進員の活用
  - ・サポーター養成講座
  - ・ステップアップ講座
  - ・認知症カフェ普及・開催推進
  - ・認知症ケアパスの普及・活用

任意事業

- 介護給付費等費用適正化事業
- 家族介護継続支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 緊急医療情報キット配付事業
- 食の自立支援事業 (配食サービス事業)

## 【福祉サービス】

- 緊急通報体制等整備事業
- はいかい高齢者SOSネットワークシステム
- 災害公営住宅入居被災者見守り・相談ネットワーク事業
- 社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業

## 【社会参加・生きがいくくり対策】

- ボランティア活動の支援
- シルバー人材センター
- 老人福祉センター
- 老人クラブ
  - ・社会奉仕活動
  - ・教養講座開催
  - ・スポーツ活動

## 【居宅介護サービス】

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売

## 【介護予防サービス】

- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具販売

## 【地域密着型サービス】

- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・地域密着型通所介護

## 【介護予防地域密着型サービス】

- ・認知症対応型共同生活介護

## 【その他の居宅介護サービス】

- ・住宅改修
- ・居宅介護支援計画作成

## 【その他の介護予防サービス】

- ・介護予防住宅改修
- ・介護予防支援計画作成

## 【施設サービス】

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設（介護医療院）

## 第5章 施策の展開

### 1 介護予防のまちづくり

---

#### (1) 地域支援事業

##### ① 介護予防・日常生活支援総合事業

###### ア 介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2の認定者及び基本チェックリスト該当者で、介護予防ケアマネジメントにおいて利用が必要と認められた者が、要介護状態等となることの予防又は悪化の防止を図り、訪問介護の専門職や、NPO、民間企業団体、ボランティア等の多様な担い手による生活援助サービスを提供し、在宅で自立した生活が出来るように支援していきます。さらに多様な生活支援の整備・充実を図ります。また、その担い手として、高齢者の社会参加を促します。

###### (ア) 訪問型サービス事業

###### ① 介護予防訪問介護相当事業

介護サービス事業所による、従来の介護予防訪問介護サービスと同様の身体介護や生活援助を提供する訪問型サービスを行っています。

###### ② 軽度生活援助事業

利用者宅へ生活援助員を派遣し、自立を目的とした、掃除・洗濯・調理・買物等の軽微な生活援助のサービスを行っております。

###### (イ) 通所型サービス事業

###### ① 介護予防通所介護相当事業

介護サービス事業所による、従来の介護予防通所介護サービスと同様の食事・入浴や機能訓練を提供する通所型サービスを行っています。

###### ② 通所型介護予防教室事業

(楽楽元気クラス、楽楽アップクラス、楽々脳トレクラス)

元気茶屋(老人福祉センター「浜風」内)を活用して、専門指導員による健康相談や機能訓練並びに運動指導を組み合わせた通所型の運動教室。座位・立位運動、ストレッチ、筋トレ、脳トレ等身体状態に合わせた運動メニューを提供することで、切れ目のない支援を行います。

###### ③ 通所型地区介護予防教室事業

住民主体により定期的に開催する介護予防教室で体操やストレッチ等を行っています。

## (ウ) 生活支援サービス

日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続できるよう、軽度生活支援事業、緊急通報体制等整備事業、配食サービス事業を継続するとともに新たな生活支援サービスの創出を目指す等、多様な生活支援の整備・充実を図ります。また、その担い手として、高齢者の社会参加を促します。

## (エ) 介護予防ケアマネジメント事業

地域包括支援センターが直接、または居宅介護支援事業所への委託にて要支援者と基本チェックリスト該当者に対してアセスメントを行い、身体状態や置かれている環境等に応じて、ご本人が在宅生活を継続できるようケアプランを作成します。

# イ 一般介護予防事業

## (ア) 介護予防対象者把握事業

基本チェックリストの回収を各種健康診断申し込み書と同時に行い、介護予防事業の対象者を把握します。また、地区において行われる見守り活動や民生委員などと連携して、支援が必要な方の把握に努めます。

## (イ) 介護予防普及啓発事業

わくわくシニアフェスティバル等を開催し、介護予防に関する情報を提供しながら介護予防への取り組みを推進します。同フェスティバルで介護予防教室が一堂に会し、交流を図ることにより、教室の活性化を支援します。

また、介護予防手帳の活用により住民が積極的に介護予防に取り組み、自らの健康維持と生きがいをもって暮らせるように支援します。

## (ウ) 地域介護予防活動支援事業

各地区介護予防教室等において、運動指導や食生活改善などの指導する者の育成・支援を行います。また、地域における住民主体の介護予防活動の育成支援を行います。

## (エ) 一般介護予防事業評価事業

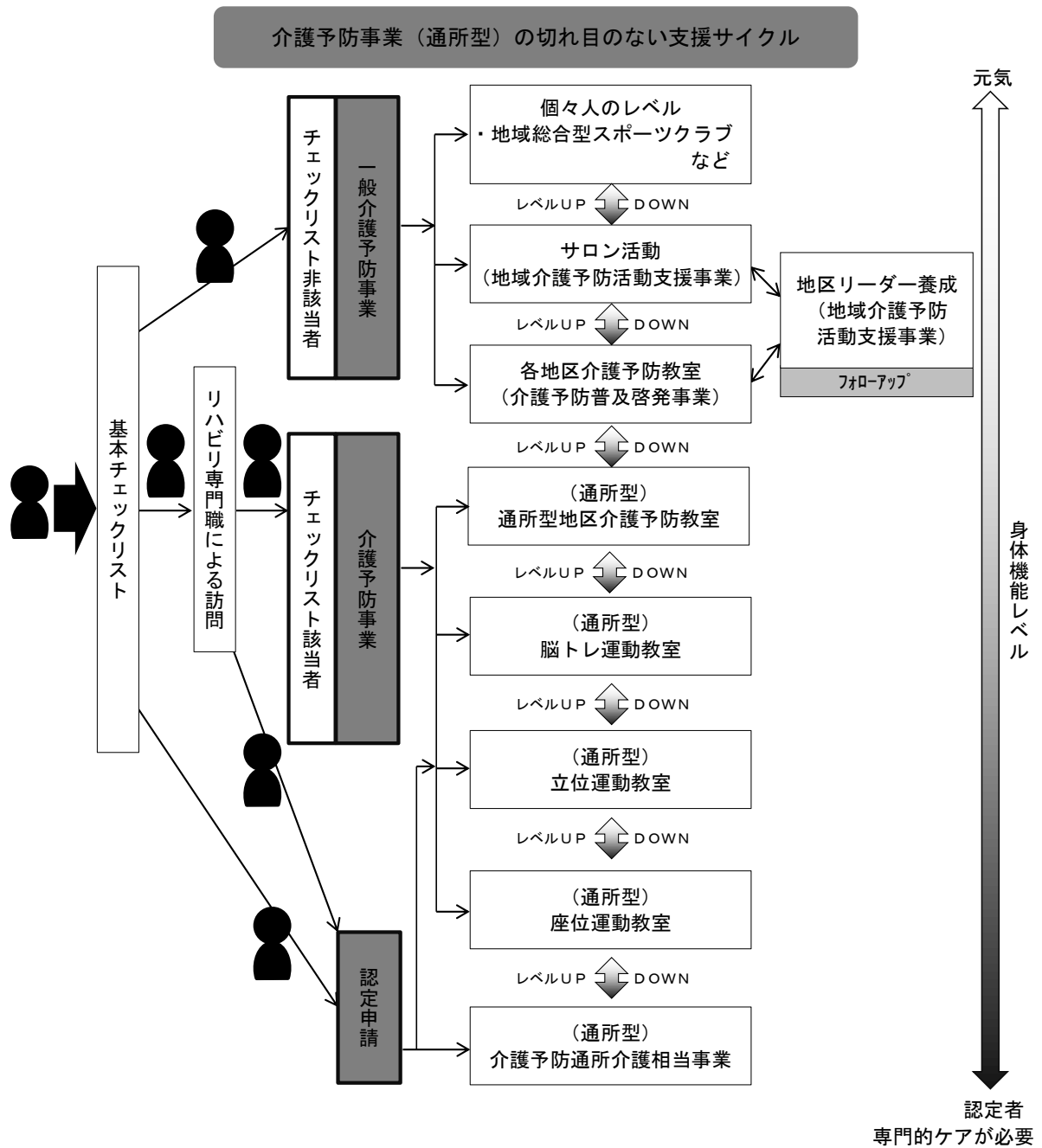
一般介護予防事業の評価のために、介護保険計画の目標値の達成状況を検証します。

## (オ) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、個別訪問、通所型サービス、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民の集いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。



【介護予防事業（通所型）の切れ目のない支援サイクル】



## ② 包括的支援事業

### ア 総合相談支援・権利擁護事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、相談窓口の周知、高齢者の心身の状況や生活の実態を幅広く把握し、必要な支援を行います。

また、関係機関などと相互のネットワーク構築を図り、継続的・専門的な相談支援を行うとともに、高齢者の権利を守るため、成年後見制度の活用や高齢者虐待への対応などの支援を行います。

### イ 包括的・継続的マネジメント事業

ケアマネジャーの日常的業務に対して、専門的な見地からの個別指導・相談やケアマネジャーが抱える支援困難事例への指導・助言を行い、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、包括的・継続的に支援を行います。

### ウ 地域ケア会議推進事業

地域ケア会議を開催し、個別ケースの支援内容の検討による課題解決を出発点として、介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援や地域包括支援ネットワークの構築などを行うことにより、高齢者個人に対する支援の充実を実現するとともに、地域課題を抽出し、その課題を地域づくり・社会資源の開発や政策等の充実により解決していくことで、高齢者支援の土台となる社会資源の整備を図っていきます。

### エ 在宅医療・介護連携推進事業

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが出来るよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護サービス事業所等の関係者の連携を引き続き推進します。

具体的には地域の医療・介護サービス資源の把握と課題の抽出・対応検討を行いながら、宮城県のアクションプランと整合性を図り事業に取り組みます。地域住民の普及啓発として、医療と介護の連携MAP等の活用の推進や研修会の開催等を行い、地域の医療機関・介護サービス資源や在宅医療や介護に関する情報等を提供し、在宅医療・介護連携の理解を促進します。

在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の設置、及び連携を可能にするための研修、情報共有ツールの作成、提供体制の構築等については、近隣関係市町や医師会との連携を積み重ねながら、今後も進めていきます。

## オ 生活支援体制整備事業

「生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）」や「協議体」の設置などを通じて、互助を基本とした生活支援・介護予防サービスが創出されるような取り組みを進めています。平成29年（2017年）4月に、町内に住民主体で運営される通所型サービスBがスタートしました。今後もさらに、地域住民の支え合い活動や生活支援サービスを活性化していきます。

## カ 認知症総合支援事業

高齢化に伴い、今後予想される認知症の増加に対応し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくために、認知症初期集中支援推進事業や認知症地域支援・ケア向上事業を継続推進していきます。認知症初期集中支援推進事業として設置した認知症初期集中支援チームの活用により、早期診断・早期対応に向けた支援体制を強化していきます。また、認知症サポーター養成講座やステップアップ講座を実施し、認知症への理解を深めるための啓発を図っていきます。

また、認知症地域支援・ケア向上事業では、設置した認知症地域支援推進員を中心に、認知症ケアパスの普及、認知症カフェの設置を拡充・推進し、認知症ケアに携わる多職種協働研修等を行います、

国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）との整合性を図りながら、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることが出来るように、認知症の人やその家族の視点を重視した取り組みを進めていきます。

## ③ 任意事業

### ア 介護給付費等費用適正化事業

介護給付等に要する費用の適正化を図るため、介護給付について必要なサービス以外の不要なサービスが提供されていないかなどの検証を行います。

### イ 家族介護継続支援事業

#### ・介護用品支給事業

家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るため、在宅の寝たきり高齢者や認知症高齢者で常時失禁状態にある方に対し、紙おむつの支給を行っています。

#### ・家族介護者交流事業

介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るため、高齢者の介護をしている家族の方を対象に家族同士の相互交流やリフレッシュ研修を行っています。

#### ・家族介護支援レスパイト

在宅の要介護高齢者等を介護している家族の方が、緊急・その他やむを得ない事情により介護ができない状態になったとき、高齢者の方が一時的に施設へ短期入所することで家族の方の介護負担を軽減します。

#### ウ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症高齢者等に不利益な結果を招くことを防ぐため、成年後見制度の周知及び成年後見制度に関する相談、申立に要する支援を行っています。

#### エ 緊急医療情報キット配布事業

高齢者の安全と安心の確保を図るため、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の方に対し、かかりつけ医療機関、持病等の緊急時に必要な情報を保管する緊急医療情報キットの配布を行っています。

#### オ 食の自立支援事業（配食サービス事業）

虚弱なひとり暮らし等で調理が困難な高齢者の方へ、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、高齢者の方の安否確認を実施するサービスを行います。

## (2) 地域支援事業における費用見込み

### 【地域支援事業における費用見込み】

(単位：千円)

種類	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
介護予防・日常生活支援総合事業	38,688	39,388	40,088
包括的支援事業・任意事業	26,631	27,231	27,831
地域支援事業合計	65,319	66,619	67,919

## (3) 地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは、人口がおおむね1万5千人～3万人に1か所が目安とされており、本町では、平成18年度(2006年度)当初に1か所設置し、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職を配置しています。

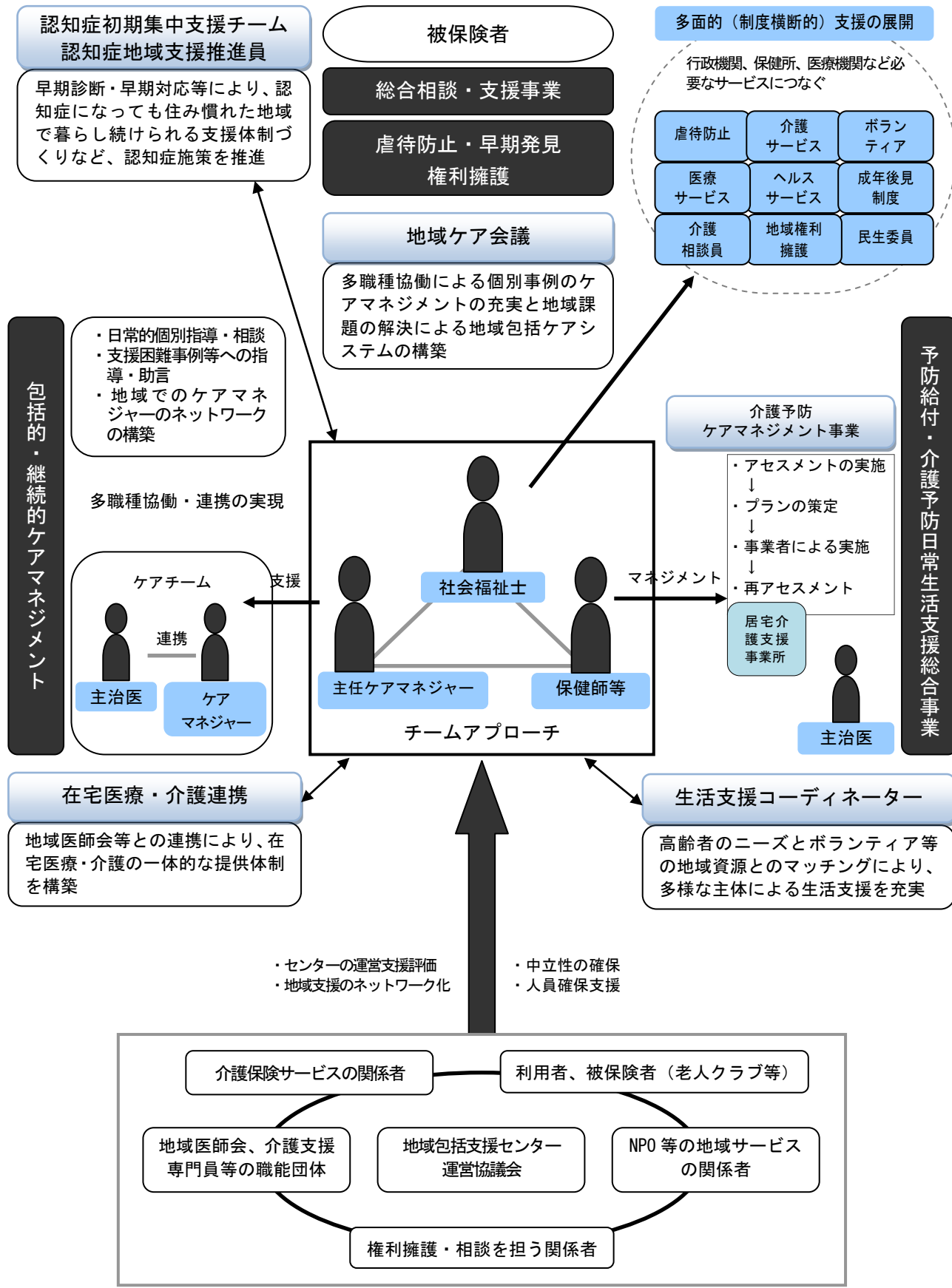
高齢者・介護認定者数・サービス利用者数が増加していく中、一人ひとりの要介護状態を改善・予防するため、地域支援事業や新予防給付事業へ積極的に取り組むとともに、関係機関相互のネットワークを構築し、高齢者の心身の状況や生活の実態を把握し、適切な支援を行います。

今後、さらによりよい支援を提供するために地域包括支援センターのあり方を検討していきます。

## (4) 自立支援・重度化防止への取り組み及び目標

町は、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への第7期中の取り組みとして、介護予防・生活支援サービス事業につなげられるように生活支援コーディネーターと共に地区の住民のニーズを掘り起こし、平成32年度(2020年度)までに各地区住民、団体等から意見を集約していきます。また、同じく町の指定権限となっている小規模通所介護事業所においても、平成32年度(2020年度)までに本来の目的である、重度化防止においてどのようなプログラムを組んでいるのか確認・指導を徹底していきます。

【地域包括支援センターのイメージ】



## 2 暮らしやすい福祉のまちづくり

---

### (1) 福祉サービス

#### ① 緊急通報体制等整備事業

ひとり暮らしの高齢者の方を対象とし、急病や災害などの緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報体制の整備を行うもので、家庭用緊急通報機器を貸与し、安心して日常生活を送ることができるよう支援するサービスです。

##### 【今後の方向性】

ひとり暮らしの高齢者の方が安心して暮らせるよう、消防・警察・医療機関・地域の協力体制との連携を密にして緊急通報体制の整備を進めます。

#### ② はいかい高齢者SOSネットワークシステム

認知症によるはいかいのおそれのある高齢者を事前に登録することにより、その方が行方不明となった場合に、警察、近隣市町村、地域の協力機関へ連絡をし、早期発見につなげるためのシステムです。

##### 【今後の方向性】

今後も、はいかい高齢者の人身安全の確保をはかることを目的とした、見守りのネットワークを警察、近隣市町村、地域の協力機関と連携し構築していきます。さらに、はいかい高齢者の早期発見により効果的な方策についても今後検討していきます。

#### ③ 災害公営住宅入居被災者見守り・相談ネットワーク事業

被災地域の新たなコミュニティづくりの支援を行い、包括的な見守り・相談支援体制を構築するとともに、災害公営住宅入居者を含む地域住民に資する事業を実施し、住民同士の助け合い・支え合い活動を促し孤立化等の防止を図っています。

##### 【今後の方向性】

今後も、孤立化等の防止のために各地域における見守り・相談支援体制や地域住民同士の交流促進を図っていきます。

#### ④ 社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業

低所得者対策の一環として、町民税非課税の方（生活保護を受給している方を除く）で特に生計が困難な方を対象に、社会福祉法人等による介護サービスの利用者負担額の軽減に要した費用の一部を補助します。

##### 【今後の方向性】

今後も、低所得者に対する介護保険サービスにかかる利用者負担の軽減を図っていきます。

## (2) 社会参加・生きがいづくり対策

### ① ボランティア活動の支援

地域福祉の推進のためには、様々なボランティア活動への支援は欠かせません。

本町では、高齢者の生きがいづくり、健康づくりの支援のために、「ボランティア友の会」をはじめ、多くのボランティアと協力していきます。

また、認知症サポーターの育成をはじめ、高齢者などが保健福祉サービスを積極的に利用できるように啓発、助言を行いながら、町社会福祉協議会とともに地区ごとの民生委員・児童委員の協力のもと、支援体制を整備していきます。

### ② シルバー人材センター

年々増加している高齢者の就業機会の増大を図るとともに、高齢者の経験、能力を生かした活力あるまちづくりを行うため、シルバー人材センターの活動を支援していきます。

### ③ 老人福祉センター

老人福祉センター「浜風」の運営を行い、各種事業の実施を通して、高齢者の憩いと交流の場を整備していきます。

### ④ 老人クラブ

老人クラブは、地域における高齢者の役割を果たすための高齢者自身による自主的かつ積極的な活動の場として、社会奉仕活動、高齢者自身の生きがいを高めるための各種活動や健康づくりの活動を実践しています。

現在は、中央に老人クラブ連合会があり、各地区に単位老人クラブがあります。

近年は、加入率が減少している傾向にありますが、高齢者は今後の地域活動の主要な担い手として期待されており、今後も積極的に活動支援を行います。

#### ◇社会奉仕活動

ひとり暮らし高齢者などへの友愛訪問活動、清掃奉仕、児童・生徒の交通安全奉仕、地域美化運動、地域の催し物に対する協力等を行います。

#### ◇教養講座開催

健康教育講座、社会問題等教養講座、生きがい講座、交通安全教育、郷土文化等の講座を行います。

#### ◇スポーツ活動

体力テスト、レクリエーション活動、ニュースポーツ等を行います。



### 3 介護保険サービスの更なる充実

#### (1) サービスの種類

介護保険サービスの体系は、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスに分類され、また、マネジメントは、居宅介護支援計画作成と介護予防支援計画作成の2種類です。

第6期までに介護予防給付として実施されていた「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」については、平成29年度(2017年度)より介護予防・日常生活支援総合事業に移行されています。

#### ① 介護予防給付(要支援1・2を対象としたサービス)

介護予防サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防訪問入浴介護</li> <li>・介護予防訪問看護</li> <li>・介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>・介護予防居宅療養管理指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防通所リハビリテーション</li> <li>・介護予防短期入所生活介護</li> <li>・介護予防短期入所療養介護(老健)</li> <li>・介護予防短期入所療養介護(病院等)</li> <li>・介護予防福祉用具貸与</li> <li>・特定介護予防福祉用具販売</li> <li>・介護予防特定施設入居者生活介護</li> </ul>
地域密着型介護予防サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防認知症対応型共同生活介護</li> </ul>	
その他のサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防支援計画作成</li> <li>・介護予防住宅改修</li> </ul>	

#### ② 介護給付(要介護1～5を対象としたサービス)

居宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護</li> <li>・訪問入浴介護</li> <li>・訪問看護</li> <li>・訪問リハビリテーション</li> <li>・居宅療養管理指導</li> <li>・通所介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所リハビリテーション</li> <li>・短期入所生活介護</li> <li>・短期入所療養介護(老健)</li> <li>・短期入所療養介護(病院等)</li> <li>・福祉用具貸与</li> <li>・特定福祉用具販売</li> <li>・特定施設入居者生活介護</li> </ul>
地域密着型介護サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・認知症対応型共同生活介護</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・地域密着型通所介護</li> </ul>
その他のサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援計画作成</li> <li>・住宅改修</li> </ul>	
施設サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護療養型医療施設(介護医療院)</li> </ul>	

## (2) 利用対象者の推計

### ① 要介護認定者（介護予防後：再掲）

区分	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
計	912人	933人	955人
要支援 1	38人	48人	54人
要支援 2	87人	92人	97人
要介護 1	157人	158人	160人
要介護 2	260人	262人	255人
要介護 3	169人	173人	183人
要介護 4	120人	127人	138人
要介護 5	81人	73人	68人

### ② 施設・居住系サービス利用者数

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設の利用者数は、過去の実績の利用傾向等を加味して想定しました。4施設の合計で、平成30年度（2018年度）では150人、平成31年度（2019年度）に154人、平成32年度（2020年度）に161人と見込んでいます。

施設種別	介護度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
施設利用者計		150	154	161
介護老人福祉施設	要支援 1			
	要支援 2			
	要介護 1	2	2	4
	要介護 2	8	8	9
	要介護 3	21	22	20
	要介護 4	15	15	15
	要介護 5	16	16	16
	計	62	63	64
介護老人保健施設	要支援 1			
	要支援 2			
	要介護 1	5	6	5
	要介護 2	8	10	10
	要介護 3	15	14	17
	要介護 4	13	14	15
	要介護 5	15	14	15
	計	56	58	62
介護療養型 医療施設	要支援 1			
	要支援 2			
	要介護 1	0	0	0
	要介護 2	0	0	0
	要介護 3	0	1	1
	要介護 4	1	1	1
	要介護 5	1	1	1
	計	2	3	3
地域密着型 介護老人福祉施設	要支援 1			
	要支援 2			
	要介護 1	0	0	0
	要介護 2	0	0	0
	要介護 3	1	1	1
	要介護 4	17	17	18
	要介護 5	12	12	13
	計	30	30	32

認知症高齢者共同生活介護と特定施設入居者生活介護利用者数についても、過去の実績の利用傾向等を加味して想定しました。居住系サービスの合計で、平成30年度（2018年度）に38人、平成31年度（2019年度）～平成32年度（2020年度）に44人と見込んでいます。

施設種別	介護度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
居住系サービス利用者計		38	44	44
認知症高齢者 共同生活介護	要支援1			
	要支援2	0	0	0
	要介護1	3	3	3
	要介護2	7	6	6
	要介護3	3	4	4
	要介護4	5	5	5
	要介護5	2	4	4
	計	20	22	22
特定施設 入居者生活介護	要支援1	2	3	3
	要支援2	0	0	0
	要介護1	0	0	0
	要介護2	4	3	2
	要介護3	5	7	8
	要介護4	7	9	9
	要介護5	0	0	0
	計	18	22	22

### ③ 居宅サービス等受給者数の推計

居宅サービス等受給者数は、平成30年度（2018年度）で736人、平成32年度（2019年度）で769人、計画期間内で33人増加すると見込んでいます。

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
要支援1	37	46	54
要支援2	89	96	103
要介護1	149	149	150
要介護2	235	239	229
要介護3	126	126	135
要介護4	64	68	77
要介護5	36	28	21
計	736	752	769

### (3) 居宅サービス

#### ① 訪問介護

居宅にホームヘルパーが訪問して、日常生活に支障がある方に対して入浴、排せつ、食事等の介護、その他、日常生活上の支援を行うサービスです。

##### 【実績と見込量】

訪問介護における平成 27 年度（2015 年度）の給付実績は 31,746 回であり、平成 30 年度（2018 年度）には 39,060 回、平成 32 年度（2020 年度）には 39,804 回を見込んでいます。

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
訪問介護	回／年	31,746	31,987	39,060	39,672	39,804

#### ② 訪問入浴介護

入浴設備のある移動入浴車により居宅に浴槽を持ち込んで行うサービスです。

##### 【実績と見込量】

訪問入浴介護における平成 27 年度（2015 年度）の給付実績は 1,044 回であり、平成 30 年度（2018 年度）には 1,788 回、平成 32 年度（2020 年度）には 1,966 回を見込んでいます。

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
訪問入浴介護	回／年	1,044	1,188	1,788	1,850	1,966

#### ③ 訪問看護

主治医の指示のもと、看護師などが居宅を訪問して、療養上の支援や診療の補助を行うサービスです。

なお、このサービスの対象者は、病状が安定期にあり訪問看護が必要と、主治医が認めた要介護者などとなります。

##### 【実績と見込量】

訪問看護における平成 27 年度（2015 年度）の給付実績は 3,398 回であり、平成 30 年度（2018 年度）には 5,292 回、平成 32 年度（2020 年度）には 5,877 回を見込んでいます。

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
訪問看護	回／年	3,398	4,233	5,292	5,601	5,877

#### ④ 訪問リハビリテーション

主治医の指示のもと、理学療法士や作業療養士が、居宅を訪問して心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行うサービスです。

##### 【実績と見込量】

訪問リハビリテーションにおける平成 27 年度（2015 年度）の給付実績は 895 回であり、平成 30 年度（2018 年度）には 1,418 回、平成 32 年度（2020 年度）には 1,786 回を見込んでいます。

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
訪問リハビリテーション	回/年	895	952	1,418	1,668	1,786

#### ⑤ 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が要支援・要介護高齢者等の家庭を訪問し、療養に関する管理と指導を行うサービスです。

##### 【実績と見込量】

居宅療養管理指導における平成 27 年度（2015 年度）の給付実績は 912 人であり、平成 30 年度（2018 年度）には 1,284 人、平成 32 年度（2020 年度）には 1,524 人を見込んでいます。

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
居宅療養管理指導	人/年	912	1,008	1,284	1,404	1,524

#### ⑥ 通所介護

老人デイサービスセンターなどに通って、その施設で入浴、排せつ、食事の提供、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。

##### 【実績と見込量】

通所介護における平成 27 年度（2015 年度）の給付実績は 42,684 回であり、平成 30 年度（2018 年度）には 36,228 回、平成 32 年度（2020 年度）には 37,014 回を見込んでいます。

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
通所介護	回/年	42,684	33,900	36,228	36,648	37,014

## ⑦ 通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院などに通って、その施設で心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

### 【実績と見込量】

通所リハビリテーションにおける平成 27 年度（2015 年度）の給付実績は 5,391 回であり、平成 30 年度（2018 年度）には 5,986 回、平成 32 年度（2020 年度）には 6,104 回を見込んでいます。

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
通所リハビリテーション	回/年	5,391	5,414	5,986	6,096	6,104

## ⑧ 短期入所生活介護

特別養護老人ホームに短期間入所して、その施設において入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。

### 【実績と見込量】

短期入所生活介護における平成 27 年度（2015 年度）の給付実績は 5,100 日であり、平成 30 年度（2018 年度）には 8,002 日、平成 32 年度（2020 年度）には 8,229 日を見込んでいます。

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
短期入所生活介護	日/年	5,100	5,983	8,002	8,121	8,229

## ⑨ 短期入所療養介護（老健）

介護老人保健施設に短期間入所して、その施設において看護医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の支援を行うサービスです。

### 【実績と見込量】

短期入所療養介護（老健）における平成 27 年度（2015 年度）の給付実績は 804 日であり、平成 30 年度（2018 年度）には 1,040 日、平成 32 年度（2020 年度）には 1,092 日を見込んでいます。

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
短期入所療養介護	日/年	804	847	1,040	1,086	1,092

⑩ 短期入所療養介護（病院等）

病院等の医療機関に短期間入所して、その施設において看護医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の支援を行うサービスです。

【実績と見込量】

短期入所療養介護（病院等）における平成 27 年度（2015 年度）の給付実績は 341 日であり、平成 30 年度（2018 年度）には 680 日、平成 32 年度（2020 年度）には 859 日を見込んでいます。

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
短期入所療養介護	日／年	341	532	680	730	859

⑪ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入所している方に対し入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活の支援、機能訓練及び療養上の支援を行うもので、要介護認定を受けた入所者に対し、保険給付であるサービスを提供します。

【実績と見込量】

特定施設入居者生活介護における平成 27 年度（2015 年度）の給付実績は 12 人であり、平成 30 年度（2018 年度）には 16 人、平成 32 年度（2020 年度）には 19 人を見込んでいます。

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
特定施設入居者生活介護	人／月	12	12	16	19	19

⑫ 福祉用具貸与

福祉用具貸与は、日常生活上の便宜を図るための用具や、機能訓練などのための用具を貸与するサービスです。

【実績と見込量】

福祉用具貸与における平成 27 年度（2015 年度）の給付実績は 270 人であり、平成 30 年度（2018 年度）には 350 人、平成 32 年度（2020 年度）には 410 人を見込んでいます。

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
福祉用具貸与	人／月	270	307	350	379	410

⑬ 特定福祉用具販売

貸与になじまない入浴または排せつに使用する特定福祉用具を購入した時に、基本的にその費用（限度額 10 万円）の 7 割～9 割相当額を支給します。

**【実績と見込量】**

特定福祉用具販売における平成 27 年度（2015 年度）の給付実績は 4 人であり、平成 30 年度（2018 年度）には 4 人、平成 32 年度（2020 年度）には 6 人を見込んでいます。

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
特定福祉用具販売	人/月	4	4	4	5	6



## (4) 地域密着型サービス

### 《地域密着型サービスの概要》

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加する中、高齢者ができる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス（在宅支援の強化など）を提供いたします。また、介護サービス・基盤整備の考え方としては、保険者が主体となり「計画策定と政策誘導（指定権限・指導監督・処分権限・介護報酬の決定権限などの行使）」を保険者が行います。

### 《地域密着型サービス（法定）の種類（サービス利用は町被保険者のみ可能）》

- 小規模多機能型居宅介護（日中の利用を基本とし15人程度。泊まりのケアは通いの利用者に限定し5人程度）
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム。1ユニット定員9名）
- 介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養（定員30人未満））
- 地域密着型通所介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（日中・夜間を通じて定期的な巡回と通報により訪問。入浴・排せつ・食事等の介護。緊急時の対応）

本町では、既存サービスの整備状況、地域のニーズ、財政状況等を勘案し、地域密着型サービスとしては、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を利用できる体制を図っていきます。

#### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、利用者の医療・看護ニーズに的確に対応するため、1日複数回の訪問介護又は訪問看護とともに、24時間の随時対応を組み合わせ、定期巡回と随時の対応を一体的に提供するサービスです。

#### 【実績と見込量】

平成30年度（2018年度）には2人、平成32年度（2020年度）には3人を見込んでいます。

種類	単位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護	人/月	0	0	2	3	3

## ② 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、通所サービスを中心に訪問や泊まりを組み合わせ、本人の心身の状況等に応じ、入浴、食事等の介護や機能訓練を行うサービスです。

### 【実績と見込量】

小規模多機能型居宅介護における平成 27 年度(2015 年度)の給付実績は 17 人であり、平成 32 年度(2020 年度)には 84 人を見込んでいます。

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
小規模多機能型 居宅介護	人/年	17	0	0	36	84

### 【基盤整備方針】

本計画期間中に、サービス提供事業者の町内設置を見込んでいます。

## ③ 認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、要介護者などで、かつ、認知症のある方が、共同生活を営むべき住居において、日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。

### 【実績と見込量】

認知症対応型共同生活介護における平成 27 年度(2015 年度)の給付実績は 4 人ですが、平成 29 年度(2017 年度)に町内へ事業者が参入したことにより、平成 30 年度(2018 年度)には 20 人、平成 32 年度(2020 年度)には 22 人を見込んでいます。

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
認知症対応型共同 生活介護	人/月	4	5	20	22	22

### 【基盤整備方針】

現在の認知症対応型共同生活介護サービス提供事業者が継続し事業を実施いたします。

#### ④ 介護老人福祉施設入所者生活介護

施設に入所した要介護高齢者に対し、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援等、生活全般にわたって必要なサービスを行う施設です。

##### 【実績と見込量】

介護老人福祉施設入所者生活介護における平成 27 年度（2015 年度）の給付実績は 29 人であり、平成 30 年度（2018 年度）は 30 人、平成 32 年度（2020 年度）には 32 人を見込んでいます。

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	29	29	30	30	32

##### 【基盤整備方針】

現在の介護老人福祉施設入所者生活介護サービス提供事業者が継続し事業を実施いたします。

#### ⑤ 地域密着型通所介護

介護保険法の改正に伴い、平成 28 年度より通所介護のうち、利用定員 18 人以下の小規模の通所介護事業所（前年度の 1 月あたりの平均利用延人員数が 300 人以内の事業所）については、地域との連携とサービスの質の向上の観点から、地域密着型サービスへ移行しました。

その施設では、入浴、排せつ、食事の提供、その他日常生活の支援や生活機能訓練を行います。

##### 【実績と見込量】

地域密着型通所介護における平成 28 年度（2016 年度）の給付実績は 79 人であり、平成 30 年度（2018 年度）には 73 人、平成 32 年度（2020 年度）には 76 人を見込んでいます。

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
地域密着型通所介護	人/月	0	79	73	74	76

## (5) その他のサービス（介護給付）

### ① 住宅改修

要介護高齢者に対し、家に手すりの取り付けやスロープの設置など厚生労働大臣が定める工事を行った場合に費用（限度額 20 万円）の 7 割～9 割を支給いたします。

#### 【実績と見込量】

住宅改修における平成 27 年度（2015 年度）の給付実績は 3 人であり、平成 30 年度（2018 年度）には 3 人、平成 32 年度（2020 年度）には 4 人を見込んでいます。

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
住宅改修	人／月	3	3	3	3	4

### ② 居宅介護支援計画作成

要介護高齢者に対し、心身の状態や家庭の状況に応じて訪問看護・訪問介護・通所介護等の適切なサービスが、総合的に提供できるように居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するサービスです。また、介護がスムーズに行えるようにサービス実施機関などとの連絡調整を行います。

#### 【実績と見込量】

居宅介護支援計画作成における平成 27 年度（2015 年度）の給付実績は 484 人であり、平成 30 年度（2018 年度）には 542 人、平成 32 年度（2020 年度）には 571 人を見込んでいます。

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
居宅介護支援計画 作成	人／月	484	511	542	559	571

## (6) 施設サービス

### ① 介護老人福祉施設

施設に入所した要介護高齢者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援等、生活全般にわたって必要なサービスを行う施設です。

#### 【実績と見込量】

介護老人福祉施設における平成27年度（2015年度）の給付実績は59人であり、平成30年度（2018年度）には62人、平成32年度（2020年度）には64人を見込んでいます。

種類	単位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
介護老人福祉施設	人/月	59	57	62	63	64

#### 【基盤整備方針】

町内に1か所、隣接する2市2町にも合計6か所の介護老人福祉施設があり、ベッド数は確保されていることから、今後も利用者のニーズに対応できるサービス量を確保できると見込んでいます。

### ② 介護老人保健施設

施設に入所した要介護高齢者に対し、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の支援を行う施設で、主に病状が安定期にある要介護者を対象とし、リハビリ等を中心としたサービスを行う施設です。

#### 【実績と見込量】

介護老人保健施設における平成27年度（2015年度）の給付実績は63人であり、平成30年度（2018年度）には56人、平成32年度（2020年度）には62人を見込んでいます。

種類	単位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
介護老人保健施設	人/月	63	56	56	58	62

#### 【基盤整備方針】

現在、町内には整備されていませんが、隣接する2市2町には合計7か所の介護老人保健施設があり、今後も利用者のニーズに対応できるサービス量は確保できると見込んでいます。

### ③ 介護療養型医療施設（介護医療院）

施設に入所した要介護高齢者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、その他の支援及び機能訓練、その他必要な医療を行う施設で、主に長期にわたり療養が必要な要介護高齢者を対象とする施設です。

#### 【実績と見込量】

介護療養型医療施設における平成 27 年度（2015 年度）の給付実績は 1 人であり、平成 30 年度（2018 年度）には 2 人、平成 32 年度（2020 年度）には 3 人を見込んでいます。

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
介護療養型医療施設	人／月	1	2	2	3	3

#### 【基盤整備方針】

現在、町内には整備されていませんが、塩釜医療圏域には指定介護療養型施設が 2 か所あり、おおむねの病床数は確保されていると考えられます。

なお、介護療養型医療施設は、平成 29 年度（2017 年度）末までに介護施設に転換し、廃止される予定でしたが、介護医療院の創設とともに、さらに 6 年間の延長が認められました。介護療養型医療施設は平成 35 年度（2023 年度）末までに介護医療院等への転換等が必要になります。

## (7) 介護予防サービス

### ① 介護予防訪問入浴介護

入浴設備のある移動入浴車により居宅に浴槽を持ち込んで行うサービスです。

#### 【実績と見込量】

第6期計画において給付実績はありませんでしたが、平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）には12回を見込んでいます。

種類	単位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
介護予防訪問 入浴介護	回/年	0	0	12	12	12

### ② 介護予防訪問看護

主治医の指示のもと、看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の支援や診療の補助を行うサービスです。

#### 【実績と見込量】

介護予防訪問看護における平成27年度（2015年度）の給付実績は185回であり、平成30年度（2018年度）は606回、平成32年度（2020年度）には822回を見込んでいます。

種類	単位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
介護予防訪問看護	回/年	185	286	606	751	822

### ③ 介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、主治医の指示のもと、理学療法士や作業療養士が居宅を訪問し、短期集中的にリハビリテーションを行うサービスです。

#### 【実績と見込量】

介護予防訪問リハビリテーションにおける平成 27 年度（2015 年度）の給付実績は 39 回であり、平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）には 12 回を見込んでいます。

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
介護予防訪問 リハビリテーション	回/年	39	12	12	12	12

### ④ 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、介護予防を目的とした療養に関する管理と指導を行うサービスです。

#### 【実績と見込量】

介護予防訪問居宅療養管理指導における平成 27 年度（2015 年度）の給付実績は 1 人であり、平成 30 年度（2018 年度）には 24 人、平成 32 年度（2020 年度）には 36 人を見込んでいます。

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
介護予防居宅療養 管理指導	人/年	1	11	24	36	36

### ⑤ 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院などで、食事などの基本的なサービスや生活行為向上のための支援を行うほか、個人の目標にあわせた選択的なリハビリテーションを行うサービスです。

#### 【実績と見込量】

介護予防通所リハビリテーションにおける平成 27 年度（2015 年度）の給付実績は 72 人であり、平成 30 年度（2018 年度）には 72 人、平成 32 年度（2020 年度）には 84 人を見込んでいます。

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
介護予防通所 リハビリテーション	人/年	72	65	72	84	84



⑥ 介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームに短期間入所して、その施設において入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。

【実績と見込量】

介護予防短期入所生活介護における平成 27 年度（2015 年度）の給付実績は 13 日であり、平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）には 24 日を見込んでいます。

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
介護予防 短期入所生活介護	日／年	13	3	24	24	24

⑦ 介護予防短期入所療養介護（老健）

介護老人保健施設などの施設に短期間入所して、その施設において看護医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の支援を行うサービスです。

【実績と見込量】

第 6 期計画において給付実績はありませんでしたが、平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）には 24 日を見込んでいます。

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
介護予防 短期入所療養介護	日／年	0	0	24	24	24

⑧ 介護予防短期入所療養介護（病院等）

病院等の医療機関に短期間入所して、その施設において看護医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の支援を行うサービスです。

【実績と見込量】

第 6 期計画において給付実績はありませんでしたが、平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）には 24 日を見込んでいます。

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
介護予防短期入所 療養介護	日／年	0	0	24	24	24

⑨ 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホーム等に入所している方に対し入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活の支援などを行うサービスです。

【実績と見込量】

介護予防特定施設入居者生活介護における平成 28 年度（2016 年度）の給付実績は 1 人であり、平成 30 年度（2018 年度）には 2 人、平成 32 年度（2020 年度）には 3 人を見込んでいます。

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
介護予防特定施設 入居者生活介護	人/月	0	1	2	3	3

⑩ 介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるため、福祉用具のうち、介護予防に役立つものについて貸与するサービスです。

【実績と見込量】

介護予防福祉用具貸与における平成 27 年度（2015 年度）の給付実績は 25 人であり、平成 30 年度（2018 年度）には 38 人、平成 32 年度（2020 年度）には 46 人を見込んでいます。

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
介護予防 福祉用具貸与	人/月	25	30	38	40	46

⑪ 特定介護予防福祉用具販売

介護予防を目的とした入浴や排せつなどに使用する福祉用具を、特定福祉用具の販売の指定を受けた事業者から購入した場合に、購入費の一部を支給するサービスです。

【実績と見込量】

特定介護予防福祉用具販売における平成 27 年度（2015 年度）の給付実績は 1 人であり、平成 30 年度（2018 年度）には 2 人、平成 32 年度（2020 年度）には 3 人を見込んでいます。

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
特定介護予防 福祉用具販売	人/月	1	1	2	2	3

## (8) その他のサービス（介護予防給付）

### ① 介護予防住宅改修

生活環境を整えるため、必要と認められた小規模な住宅改修を行った場合に、改修費の一部を支給するサービスです。

#### 【実績と見込量】

介護予防住宅改修における平成 27 年度（2015 年度）の給付実績は 2 人であり、平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）には 2 人を見込んでいます。

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
介護予防住宅改修	人/月	2	1	2	2	2

### ② 介護予防支援計画作成

要支援高齢者に対し、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成するサービスです。地域包括支援センター又は委託を受けた居宅介護支援事業者が作成します。

#### 【実績と見込量】

介護予防支援計画作成における平成 27 年度（2015 年度）の給付実績は 79 人であり、平成 30 年度（2018 年度）には 47 人、平成 32 年度（2020 年度）には 59 人を見込んでいます。

種類	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
介護予防支援計画作成	人/月	79	82	47	52	59

## (9) サービス量の見込み（一覧）

高齢者人口の伸び、介護保険サービス種類別の利用率や利用回数などを、過去の実績を勘案して算出すると、平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）までの計画期間における各サービスの見込量は以下のようになります。

項目	単位	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)
<b>1. 居宅介護サービス</b>						
訪問介護	回/年	31,746	31,987	39,060	39,672	39,804
訪問入浴介護	回/年	1,044	1,188	1,788	1,850	1,966
訪問看護	回/年	3,398	4,233	5,292	5,601	5,877
訪問リハビリテーション	回/年	895	952	1,418	1,668	1,786
居宅療養管理指導	人/年	912	1,008	1,284	1,404	1,524
通所介護	回/年	42,684	33,900	36,228	36,648	37,014
通所リハビリテーション	回/年	5,391	5,414	5,986	6,096	6,104
短期入所生活介護	日/年	5,100	5,983	8,002	8,121	8,229
短期入所療養介護（老健）	日/年	804	847	1,040	1,086	1,092
短期入所療養介護（病院等）	日/年	341	532	680	730	859
特定施設入居者生活介護	人/月	12	12	16	19	20
福祉用具貸与	人/月	270	307	350	379	410
特定福祉用具販売	人/月	4	4	4	5	6
<b>2. 地域密着型サービス</b>						
定期巡回・臨時対応型訪問介護看護	人/年	0	0	2	3	3
小規模多機能型居宅介護	人/年	17	0	0	36	84
認知症対応型共同生活介護	人/月	4	5	20	22	22
介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	29	29	30	30	32
地域密着型通所介護	人/月	0	79	73	74	76
<b>3. その他のサービス</b>						
住宅改修	人/月	3	3	3	3	4
居宅介護支援計画作成	人/月	484	511	542	559	571
<b>4. 施設サービス</b>						
介護老人福祉施設	人/月	59	57	62	63	64
介護老人保健施設	人/月	63	56	56	58	62
介護療養型医療施設	人/月	1	2	2	3	3

項目	単位	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)
<b>1. 介護予防サービス</b>						
介護予防訪問入浴介護	回/年	0	0	12	12	12
介護予防訪問看護	回/年	185	286	606	751	822
介護予防訪問リハビリテーション	回/年	39	12	12	12	12
介護予防居宅療養管理指導	人/年	1	11	24	36	36
介護予防通所リハビリテーション	人/年	72	65	72	84	84
介護予防短期入所生活介護	日/年	13	3	24	24	24
短期入所療養介護（老健）	日/年	0	0	24	24	24
短期入所療養介護（病院等）	日/年	0	0	24	24	24
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	0	1	2	3	3
介護予防福祉用具貸与	人/月	25	30	38	40	46
特定介護予防福祉用具販売	人/月	1	1	2	2	3
<b>2. その他介護予防サービス</b>						
介護予防住宅改修	人/月	2	1	2	2	2
介護予防支援計画作成	人/月	79	82	47	52	59

## (10) サービス給付費の見込み(一覧)

種類	単位	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)
介護給付費	千円	1,218,506	1,216,523	1,395,874	1,446,521	1,498,357
予防給付費	千円	35,294	35,246	14,744	16,777	17,917
総給付費	千円	1,253,801	1,251,769	1,410,618	1,463,298	1,516,274

※介護給付費は推計値です。

※百の位以下を四捨五入して表示してあるため、合計が合わない場合もあります。

項目	単位	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)
<b>1 居宅サービス</b>						
訪問介護	千円	88,360	90,074	108,608	108,772	109,379
訪問入浴介護	千円	12,011	13,504	20,550	21,289	22,633
訪問看護	千円	19,391	23,341	27,944	28,921	30,030
訪問リハビリテーション	千円	2,715	2,806	4,248	5,024	5,399
居宅療養管理指導	千円	8,907	10,750	14,192	15,804	17,386
通所介護	千円	342,919	275,602	283,409	286,134	288,549
通所リハビリテーション	千円	52,558	53,552	60,048	62,504	62,329
短期入所生活介護	千円	43,623	50,195	68,664	69,503	70,417
短期入所療養介護(老健)	千円	8,363	8,827	11,038	11,471	11,485
短期入所療養介護(病院等)	千円	4,548	7,404	9,784	9,602	11,307
特定施設入居者生活介護	千円	26,267	26,676	37,147	44,620	44,851
福祉用具貸与	千円	42,124	47,441	50,740	53,818	57,312
特定福祉用具販売	千円	1,378	1,236	1,204	1,434	1,664
<b>2 地域密着型サービス</b>						
定期巡回・臨時対応型訪問介護看護	千円	0	0	2,907	4,979	4,979
小規模多機能型居宅介護	千円	3,944	0	0	8,665	19,884
認知症対応型共同生活介護	千円	13,142	14,197	61,967	68,657	68,657
介護老人福祉施設入所者生活介護	千円	85,747	81,867	83,349	83,387	88,988
地域密着型通所介護	千円	—	75,591	91,346	92,874	94,852
<b>3 その他サービス</b>						
住宅改修	千円	3,138	4,206	3,661	3,661	4,944
居宅介護支援計画作成	千円	81,382	86,618	92,714	95,408	97,569
<b>4 施設サービス</b>						
介護老人福祉施設	千円	171,355	160,539	175,690	178,407	180,652
介護老人保健施設	千円	201,298	174,565	177,436	182,355	195,859
介護療養型医療施設	千円	5,336	7,533	9,228	9,232	9,232

項 目	単位	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)
<b>1 介護予防サービス</b>						
介護予防訪問介護	千円	5,097	2,994			
介護予防訪問入浴介護	千円	0	0	94	94	94
介護予防訪問看護	千円	706	902	1,880	2,327	2,536
介護予防訪問リハビリテーション	千円	105	33	33	33	33
介護予防居宅療養管理指導	千円	9	60	132	198	198
介護予防通所介護	千円	19,076	21,655			
介護予防通所リハビリテーション	千円	2,102	1,979	2,079	2,530	2,530
介護予防短期入所生活介護	千円	71	22	175	175	175
介護予防短期入所療養介護（老健）	千円	0	0	198	198	198
介護予防短期入所療養介護（病院等）	千円	0	0	171	171	171
介護予防特定施設入居者生活介護	千円	0	602	1,320	1,981	1,981
介護予防福祉用具貸与	千円	1,302	1,794	2,327	2,456	2,792
特定介護予防福祉用具販売	千円	243	96	423	423	635
<b>2 その他介護予防サービス</b>						
介護予防住宅改修	千円	2,432	754	3,348	3,348	3,348
介護予防支援計画作成	千円	4,150	4,355	2,564	2,843	3,226

## (11) 介護保険料の設定

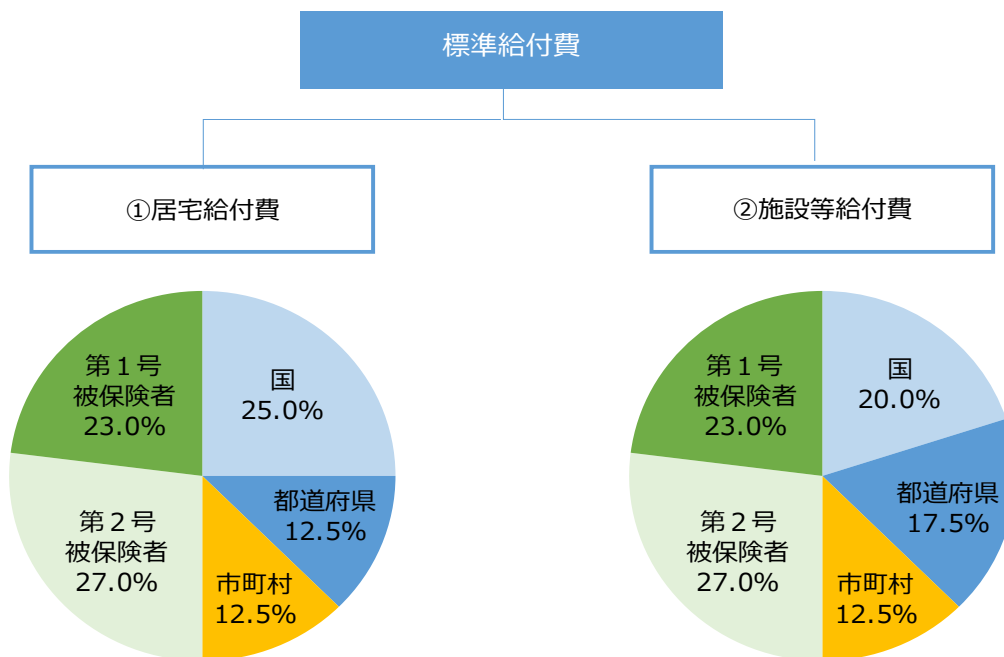
### ① 財源構成

介護保険制度は、国民全体で支え合う社会保険方式を採用し、その財源として、第2号被保険者（40歳～64歳）と第1号被保険者（65歳以上）の保険料が半分、国・県・町が半分を負担する構造となっています。

被保険者の負担割合は、第6期計画は第1号被保険者が22%、第2号被保険者が28%でしたが、第7期計画においては、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%と、第1号被保険者と第2号被保険者との人口構成比を基に負担率が変更されました。

なお、国・県・町の負担割合は、居宅給付費については、国が25%、県が12.5%、町が12.5%、施設等給付費については、国が20%、県が17.5%、町が12.5%と、第6期計画と変わりありません。

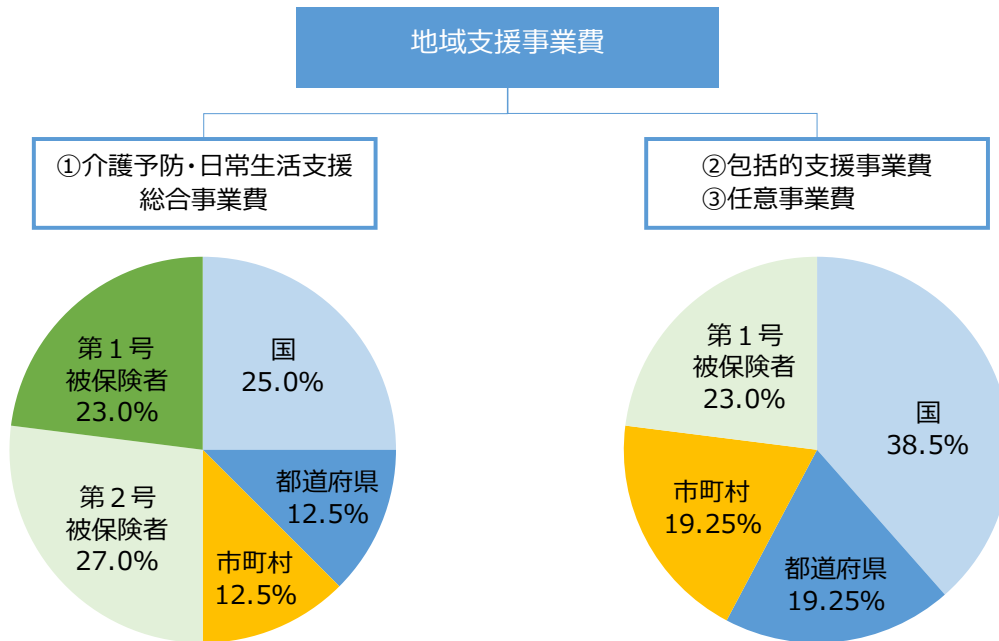
【標準給付費の負担割合】





また、地域支援事業費についても、介護保険料算定の基準となり、介護予防・日常生活支援総合事業の財源については居宅給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業及び任意事業の財源については、第2号被保険者の保険料は含まれず、第1号被保険者の保険料と国・県・町の負担によって構成されています。

【地域支援事業費の負担割合】



※居宅給付費と同じ負担割合

※第2号被保険者の保険料は含まれません。

② 所得段階別介護保険料

第7期計画における本町の段階別の保険料及び基準額等については次のとおりです。

【所得段階別被保険者見込数】

所得段階区分	所得段階別加入者数			基準額に対する割合
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	
第1段階(人)	608人	618人	626人	0.50
第2段階(人)	300人	305人	309人	0.75
第3段階(人)	297人	302人	306人	0.75
第4段階(人)	1,149人	1,167人	1,181人	0.90
第5段階(人)	1,067人	1,084人	1,099人	1.00
第6段階(人)	700人	711人	721人	1.20
第7段階(人)	676人	687人	696人	1.30
第8段階(人)	363人	369人	374人	1.50
第9段階(人)	226人	230人	233人	1.70
第10段階(人)	125人	128人	130人	1.75
合計(人)	5,511人	5,601人	5,675人	

### ③ 介護保険事業を運営するために必要となる費用

介護保険事業を運営するために必要となる費用（要介護認定者等の事務の執行に要する費用を除く）は、介護給付費、予防給付費、地域支援事業に要する費用等です。介護保険事業費は、標準給付費見込額と地域支援事業費に分けられます。

#### 【標準給付費見込額】

標準給付費見込額は、要介護認定者に対する介護サービス給付費と要支援認定者に対する介護予防サービス給付費を合わせた総給付費と、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を合計したものです。

#### 【地域支援事業費】

地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業に係る費用です。

### ④ 事業費の財源

事業費の財源となるのは、国の負担金、県の負担金、町の負担金、国の調整交付金、第1号被保険者の保険料、介護給付費交付金（第2号被保険者の保険料）、町の財政調整基金となります。

#### 【調整交付金】

調整交付金は、保険者間における後期高齢者の加入割合の相違や第1号被保険者の負担能力の相違、災害などによる保険料の減免などといった格差を調整するものであり、調整交付金が介護給付費等に占める割合は、保険者ごとに異なります。

本町においては、平成27年度（2015年度）～平成29年度（2017年度）までの各年度平均で約3.62%となっておりますが、交付基準の見直しにより、平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）の各年度平均で約2.12%と見込んでいます。

## ⑤平成 30 年度から平成 32 年度における介護保険料の推計について

第 1 号被保険者の介護保険料については、3 年間の介護保険事業を運営するために必要となる費用（介護給付費、予防給付費、地域支援事業に要する費用等）の見込みを基に現在試算しております。

現時点では、第 6 期（保険料基準額 5,860 円）と同額程度と見込んでいます。

### ※参考 【第 6 期における第 1 号被保険者の介護保険料】

区分	説明	保険料 割合	保険料 (年額)	保険料 (月額)
第 1 段階	生活保護を受給している方及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	基準額×0.5	35,160 円	2,930 円
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方	基準額×0.75	52,740 円	4,395 円
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円超の方	基準額×0.75	52,740 円	4,395 円
第 4 段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	基準額×0.9	63,288 円	5,274 円
第 5 段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円超の方	基準額×1.0	70,320 円	5,860 円
第 6 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額×1.20	84,384 円	7,032 円
第 7 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の方	基準額×1.30	91,416 円	7,618 円
第 8 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の方	基準額×1.50	105,480 円	8,790 円
第 9 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 300 万円以上 500 万円未満の方	基準額×1.70	119,544 円	9,962 円
第 10 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 500 万円以上の方	基準額×1.75	123,060 円	10,255 円

【第7期における第1号被保険者の介護保険料】※現在、試算中です

区分	説明	保険料 割合	保険料 (年額)	保険料 (月額)
第1段階	生活保護を受給している方及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.5		
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額×0.75		
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	基準額×0.75		
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9		
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	基準額×1.0		
第6段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20		
第7段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.30		
第8段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50		
第9段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	基準額×1.70		
第10段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が500万円以上の方	基準額×1.75		

## ⑥ 介護保険サービスの円滑な推進

### ◇介護給付費用適正化事業について

- ・要介護認定、認定調査、介護認定審査の適正化のため、調査員の能力向上を図り、同行調査を実施し認定調査の適正化に取り組みます。
- ・ケアプランのチェックを行い、介護サービスの提供における適正化を図ります。
- ・住宅改修における動線確認及び適正価格であるかの確認、大規模な住宅改修等については、現地調査を実施し適正化を図ります。また、住宅改修をする際の見積りを2社以上にすることを推進します。
- ・宮城県国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムにより、医療給付・介護給付の突合を行い重複請求を防ぎます。また、福祉用具の貸与、ケアプランの加算、サービスの日数等などの介護保険給付に疑義のある給付内容について、事業所に確認を依頼し適正化を図ります。

### ◇介護給付費等に要する費用の適正化事業への取組及び目標

事業名		取り組み内容の概要	数値目標
要介護認定適正化		県主催並びに二市三町主催認定調査研修を必須とします。調査員の目線の統一を図ります。	年3回
ケアプラン点検		居宅介護支援事業所実地指導時にケアプラン点検の指導・確認をしていきます。	全事業所に1回
住宅改修・福祉用具実態調査	住宅改修点検	申請を受け、改修工事を施工する前に工事見積書、複数業者からの見積書徴収等により点検・適正であることを確認していきます。施工後には竣工写真等により、住宅改修の施工状況等を点検します。	全件数
	福祉用具点検	事前相談時に、利用者の状態、内容の確認・調査等を行い福祉用具の必要性を確認します。	全件数
縦覧点検・医療情報との突合	縦覧点検	委託している宮城県国民健康保険連合会と連携を図り、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。	
	医療情報との突合	委託している宮城県国民健康保険連合会と連携を図り、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数等の点検を行います。	

#### ◇収納について

介護保険料を納めていただくことは、公平性の確保や介護保険制度の安定的運営に不可欠なものです。また、サービス利用者が滞納し続けていると、給付制限の措置が講じられることも想定されます。今後も、本制度の周知に努め、被保険者に制度の趣旨を十分理解していただきながら、円滑に納入していただけるよう、収納率の向上に努めます。

#### ◇低所得者の方への対応について

低所得者の方への対策には、次のような措置を講じます。

- ・ 保険料の軽減等
- ・ 災害の発生等により、住宅等に著しい損害を受けた場合の減免・徴収猶予
- ・ 主たる生計者の収入が、失業などのため著しく減少した場合の減免
- ・ 利用者負担の軽減等
- ・ 高額介護サービス費の支給
- ・ 低所得者の施設サービス利用における食費・居住費（滞在費）にかかる特定入所者介護サービス費の支給
- ・ 社会福祉法人等による低所得者のサービス利用の負担軽減

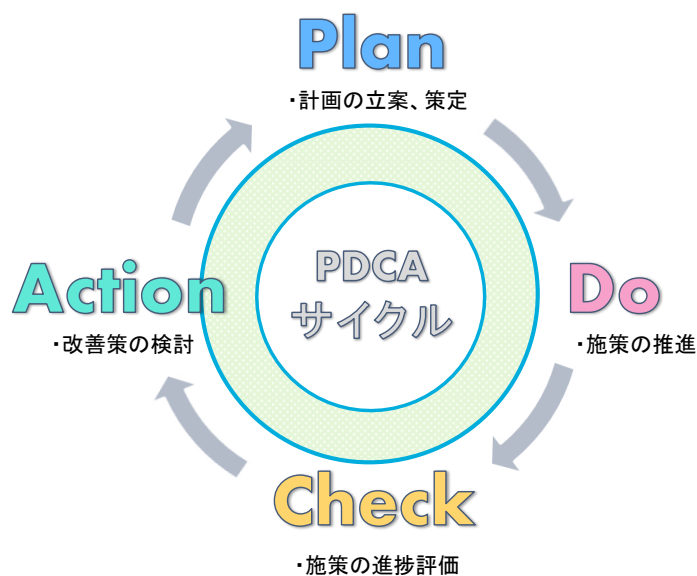
## 第6章 計画の推進

### 1 推進体制の整備

#### (1) 計画の進行管理

計画を着実に進行するためには、進行管理体制を確立することが必要であり、次のように進行管理を行います。

- ・ サービス利用の状況や、財政の状況などを定期的に確認し、進捗状況の把握に努めます。
- ・ 福祉施策や介護保険事業の質的な向上を目指し、地域包括支援センター等が集まる相談や苦情等をはじめ、町民・団体・事業者の意見や要望など、質的なデータの収集や整理に努めます。
- ・ 計画期間中は、方向性や進捗を客観的に評価し、見直しを図りつつ計画を推進していく必要があることから、PDCAサイクルに基づいて計画の点検・評価を行います。



- ・ 3年ごとの見直しの時点では、実態調査等により町民の方から広く意見を聴取し、幅広い視点からの評価を行います。



## (2) サービス提供体制の整備

### ① サービス情報の提供

町民に対して福祉サービスや介護サービスの適切な利用を促進するため必要な情報の提供を行います。

- ・町広報紙やホームページなどによる広報活動の充実
- ・介護保険の手引き、認知症ケアパス等の活用・普及
- ・各種研修会や講座等によるサービス内容の普及

### ② 相談・苦情対応体制の充実

サービス利用等に関する町民からの相談には、地域包括支援センターが中心となり迅速かつ適切な対応に努めます。

### ③ 事業者への対応要請・苦情情報の提供

苦情内容が、サービス提供事業者の対応(ケアプランの変更など)や事業者との調整で処理できるものである場合、町の介護保険担当や相談窓口担当などが、サービス提供事業者や施設に対し要請・連絡を行い、直接対応します。

また、解決が困難な場合は県や国保連合会との連携のもと、適切な苦情処理を行います。

## 2 ネットワークの形成及び連携

---

### (1) ケアマネジャー等の資質・サービスの質の向上

平成18年度（2006年度）の地域包括支援センターの創設以来、地域包括支援センターではケアマネジャー資質向上をめざし継続的、包括的なサービスを行ってきました。

今後も、より包括的な高齢者などへの支援が必要となることから、ケアマネジャーに対しては、資質・専門性の更なる向上を目的に、地域包括支援センターによる支援体制を充実させるとともに、研修や情報交換会を開催するなどして、常時最新の情報を提供できるよう努めます。また、地域密着型サービス事業者に加え、平成30年度（2018年度）に居宅介護支援事業所の指定・指導権限が移譲されることから、介護サービスの適正な運営とサービスの質の向上につなげていけるよう効果的な指導に取り組みます。

### (2) 医療・保健・福祉・法曹専門職との連携

計画の総合的な推進のためには、介護支援専門員、保健師、訪問看護師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、介護福祉士、社会福祉士（ソーシャルワーカー）等の専門職のみならず、医師や医療相談員等の医療機関や弁護士や司法書士等法曹関係とも連携し、多様化する問題解決を図ります。

### (3) 住民活動・ボランティア団体等の人材育成支援

専門的なサービスとともに、見守りなど町民による身近で日常的な支援が非常に大切です。より多くの町民が地域福祉活動の担い手となるよう、地域、学校、事業所などへの働きかけを行うほか、介護予防を推進するためのボランティアの養成を行います。

### (4) 地域福祉課、社会福祉協議会との連携

七ヶ浜町地域福祉計画、及び社会福祉協議会の地域福祉活動計画に基づく地域福祉推進会議との協働により、町の課題に対する現状分析や検討、要援護者対策についての検討、情報共有、協力支援等を行います。

### (5) 生活支援コーディネーター及び生活支援・介護予防サービス協議体の充実

地域において、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築機能）を果たすため、生活支援コーディネーターを配置しています。また、コーディネーターを組織的に補完し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的とした定期的な情報の共有・連携強化の場として、「生活支援体制整備協議体」を設置しています。

七ヶ浜町  
高 齢 者 福 祉 計 画  
介 護 保 険 事 業 計 画  
平成30年（2018年）3月

編集・発行／七ヶ浜町 健康増進課

〒985-8577  
宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1  
TEL (022) 357-7447